

第2期
一宮町子ども・子育て支援事業計画

～ 緑と海と太陽と みんなで育てる未来の子 ～

令和2年3月

一 宮 町

ごあいさつ

一宮町は、現在の人口は、1万2400人ほどで小さな自治体です。しかし、外房地区では唯一の人口が減少していない稀有な町として知られています。

それは、豊かな自然、サーフィンに適した海、手ごろな不動産価格、そして外房線の利便性という多様な魅力が相まつことによって、外部から移住してこられる方々が継続的にいらっしゃる、ということによるものです。



そうした状況の中で、一宮町では、子どもさんの人数も、周辺自治体よりも多くなっており、子育てに関連する各方面のニーズも、大きなものがあります。今後も一宮町が、外からの移住の方々を継続してお迎えし、活力を持続するには、すぐれた子育て環境の維持・増進が、なにより必要になってきます。

本書は、第2期の「一宮町子ども・子育て支援事業計画」です。これは、令和2年から6年までの5年間の一宮町の子育て支援に関する施策の基本方針を定めるもので、平成27年から31年（令和元年）までの指針として作成・実施されてきた第1期の計画を引き継ぐものです。

このたびの第2期計画のために行ったアンケートによれば、一宮町の子育て環境は満足できるとお答えいただいた方の比率は、5年前に比べ、10数パーセント上昇しています。これは、第1期の計画を、真摯に実行して、成果を挙げてきたことをご評価いただいたものと考えます。こうした実績を前提に、ここに、一宮町の子育て環境をさらに増進するための第2期計画を策定し、実施することで、町の方々の子育て環境に対するご満足を更に向上させることを目指したいと存じます。

最後に、計画策定にあたりまして熱心にご審議、ご検討いただきました、一宮町子ども・子育て会議委員の皆様、ニーズ調査にご協力いただきました町民の皆様に心から感謝申し上げますとともに、この計画が十分に活用され、町の皆様の安心・安全のお暮らしの増大に大きく寄与することを、心より期待させていただいて、わたくしからのご挨拶とさせていただきます。

令和2年3月

一宮町長 馬淵 昌也

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	4
3 計画の期間	4
第2章 子どもと子育て家庭の現状	5
1 総人口及び年齢階級別人口の動向	5
2 年齢3区分別人口及び比率の動向	6
3 人口動態	7
4 世帯類型等	8
5 未婚率	9
6 女性の就業率	10
7 町の教育・保育、子ども・子育て支援サービスの状況	11
8 ニーズ調査からみた町の子育て環境について	14
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 基本理念	17
2 基本目標	18
3 計画の施策体系	19
4 推計児童人口	20
第4章 分野別施策の展開	21
1 地域における子育ての支援	21
2 親子の健康の確保及び増進	27

3 子どものための教育環境の充実	32
4 安全で安心な子育て環境の整備	37
5 家庭に対するきめ細かな支援の充実	39
第5章 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (子ども・子育て支援事業計画)	44
1 教育・保育提供区域	44
2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	44
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	48
4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	55
5 幼児教育・保育等の質の確保及び向上	55
6 外国につながる幼児への支援・配慮	55
第6章 計画の推進	56
1 計画の推進にあたっての役割分担と連携	56
2 計画の進行管理	56
資料編	57
1 一宮町子ども・子育て会議条例	57
2 一宮町子ども・子育て会議委員名簿	58
3 計画策定の経過	59

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景

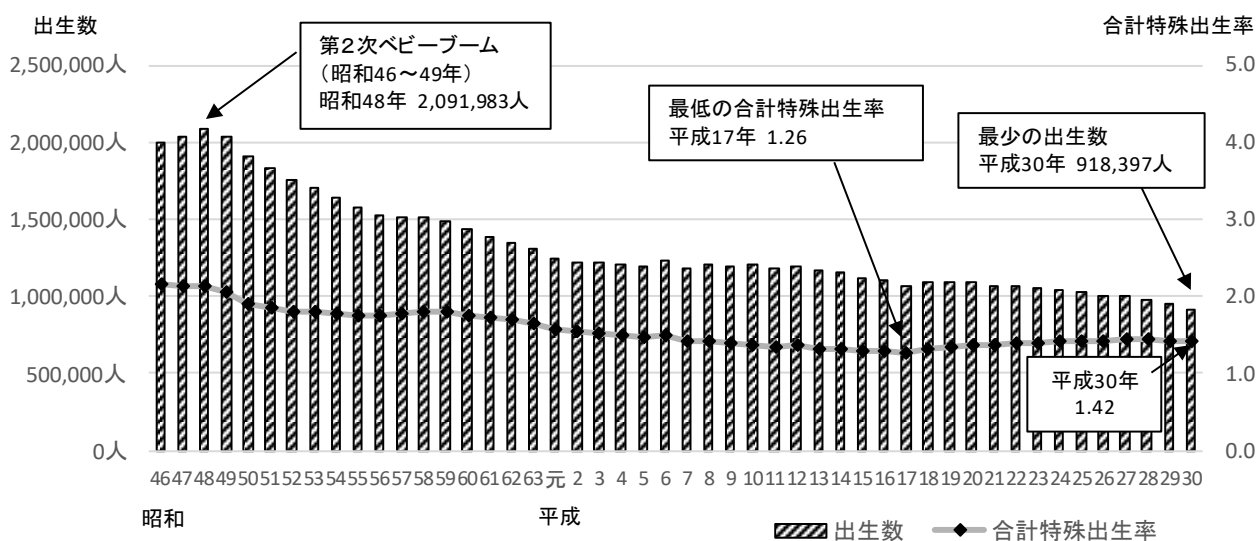
我が国の出生数は、平成30年実績で100万人を割っており、1899年の調査開始以来過去最少という状況となっています。

また、少子化の一方で、世帯の細分化や地域のつながりの希薄化等を背景として、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心に、保育所等利用の待機児童対策が依然として大きな課題となっています。

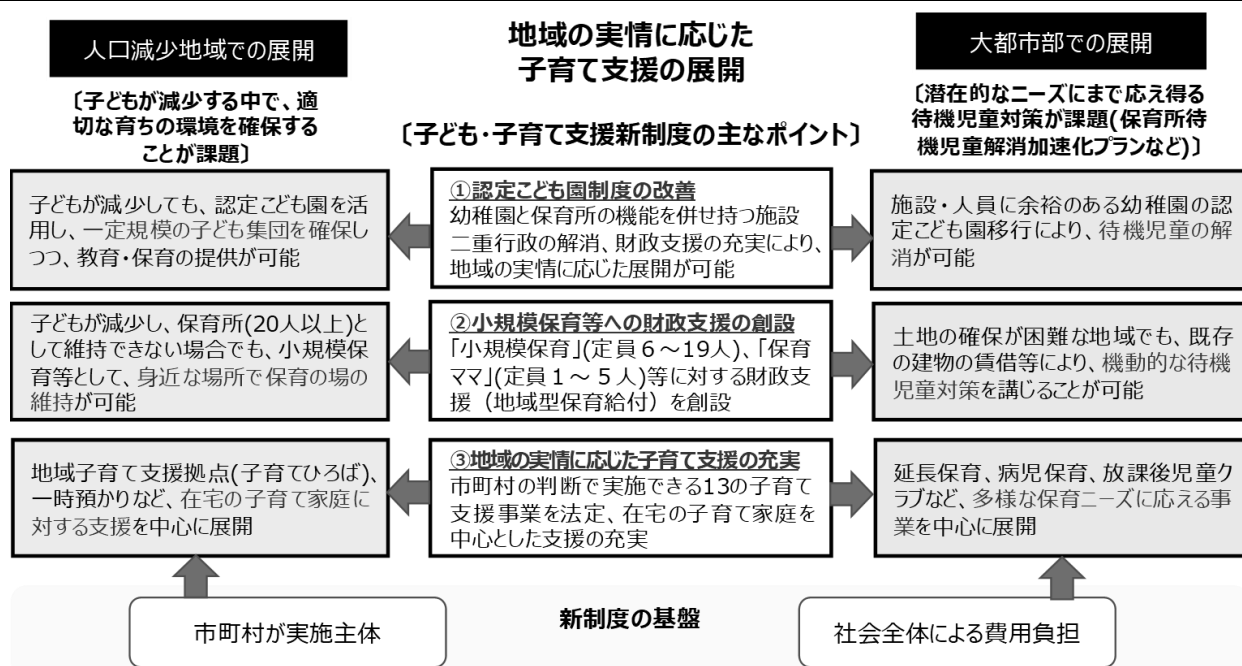
このような課題に対応するため、平成24年の子ども・子育て関連3法の成立を受けて、子ども・子育て支援新制度が導入され、本町を含め、全国の市町村では、第1期の子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域の実情に応じた『質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供』、『保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善』、『地域の子ども・子育て支援の充実』に取り組んできました。

そして、第1期計画の策定後における国の動きとしては、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成29年6月に国から「子育て安心プラン」が発表され、『待機児童の解消』、『女性の就業率の向上（M字カーブの解消）』、『保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保』、『保護者への「寄り添う支援」の普及促進』といった方向性が打ち出されています。

国における出生数と合計特殊出生率の推移



子ども・子育て支援新制度の概要



資料：内閣府「子ども・子育て支援新制度の概要」

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）の子育ての環境整備等の概要

【子育ての環境整備】

- **保育の受け皿**については、平成29年度末までの整備量を40万人分から50万人分に上積み。
- **保育士の処遇**については、新たに2%相当（月額6000円程度）の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在月額4万円ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善。なお、全産業の男女労働者間の賃金差については、女性活躍推進法や同一労働同一賃金に向けた取組を進めていく中で、今後、全体として、縮めていく。保育士についても、必要に応じて、さらなる処遇改善。
- **多様な保育士の確保・育成**に向けて、返済免除型の貸付制度の拡充や、ICT等を活用した生産性向上等、総合的に取り組む。
- **放課後児童クラブ**について、平成31年度末までに30万人分の追加的に受け皿を整備。職員の処遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的受け皿整備を平成30年度末に前倒して実現するための方策を検討。

【「希望出生率1.8」に向けたその他取組】

- **女性の活躍**は、一億総活躍の中核。子育て等で一度退職した正社員が復職する道が一層開かれるよう、企業へ働きかけ。ひとり親が就職に有利な看護師等の資格を取得できるよう、貸付・給付金事業を推進。役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修等の先進的な取組を推進。
- **子育て世代包括支援センター**について、市町村での設置の努力義務等を法定化し、平成32年度末までに全国展開。不妊専門相談センターを平成31年度までに全都道府県・指定都市・中核市に配置して相談機能を強化し、不妊治療支援の充実を継続。
- 大家族で、世代間で支え合うライフスタイルを選択肢として広げるため、**三世代同居・近居**をしやすい環境づくりを推進。
- **困難を有する子供・若者**（発達障害者等）等に対して、専門機関が連携して伴走型の支援を実施。

子育て安心プランの概要

【待機児童を解消】

- 国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約 22 万人分の予算を平成 30 年度から平成 31 年度末までの 2 年間で確保**。（遅くとも平成 32 年度末までの 3 年間で全国の待機児童を解消）

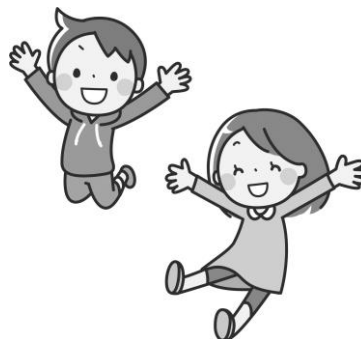
【待機児童ゼロを維持しつつ、5 年間で「M字カーブ」を解消】

- 「**M字カーブ**」を解消するため、平成 30 年度から平成 34 年度末までの **5 年間で女性就業率 80%**に対応できる約 **32 万人分**の受け皿整備。

（２）計画策定の趣旨

本町では、平成 24 年の子ども・子育て関連 3 法の成立を受けて、第 1 期計画である「一宮町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に応じた提供体制の確保に努めてきたほか、「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画」（平成 22 年 4 月策定）で掲げてきた、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

そしてこのたび、第 1 期計画の改定時期を迎え、策定後の子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」、「子育て安心プラン」の内容や方向性を踏まえる必要があるとともに、さらなる少子化の進行や有配偶女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、第 2 期の「一宮町子ども・子育て支援事業計画」（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定します。



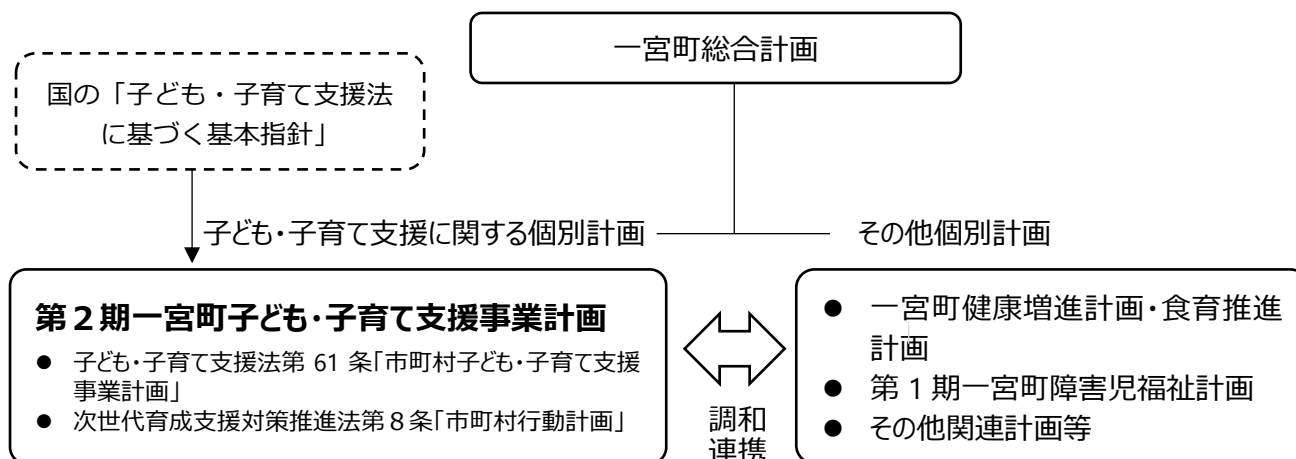
2 計画の性格・位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、国から示された基本指針に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、それらの提供体制を定めます。

また、本町においては、市町村における子育て支援施策が「子ども・子育て関連 3 法」や「児童福祉法」のみならず、保健・医療、雇用、住環境等、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画」で掲げてきた各分野における施策の方向性についても、第 1 期計画から引き続き位置づけます。

さらに、本計画の策定にあたっては、町の総合計画や障害児福祉計画等の上位・関連計画との整合性を持つものとして定めています。

上位・関連計画等との関係



3 計画の期間

この計画の期間は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。

ただし、計画期間の中間年度を目安として、支給認定の変動や情勢の変化を考慮し、必要な計画の見直しを行います。

計画期間

平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
第 1 期計画					本計画（第 2 期計画）				
		中間 見直し		改定			中間 見直し		改定

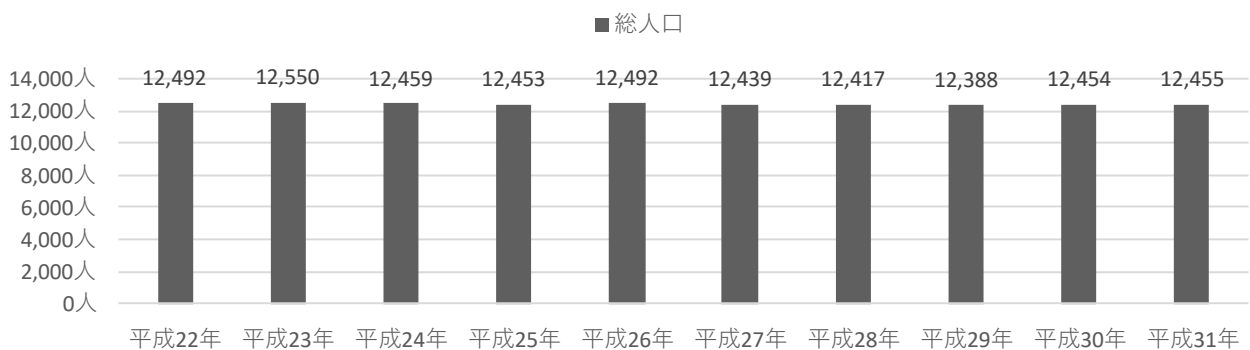
第2章 子どもと子育て家庭の現状

1 総人口及び年齢階級別人口の動向

本町の住民基本台帳人口は、平成31年4月現在で総人口12,455人となっており、ここ10年は概ね横ばいで推移しています。

年齢階級で見ると、ここ10年では40歳代の増加数が最も多く、70歳代以降も増加しているほか、子どもでは0～9歳が微増となっている一方、20歳代や30歳代、50歳代が減少しています。

総人口及び年齢階級別人口



区分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	22→29 年の増減
0～9 歳	1, 008	1, 053	1, 053	1, 041	1, 041	1, 023	1, 012	1, 018	10
10 歳代	1, 091	1, 087	1, 074	1, 080	1, 101	1, 098	1, 092	1, 076	▲ 15
20 歳代	1, 186	1, 129	1, 077	1, 029	1, 003	988	947	933	▲ 253
30 歳代	1, 725	1, 719	1, 677	1, 614	1, 582	1, 497	1, 438	1, 366	▲ 359
40 歳代	1, 395	1, 467	1, 497	1, 611	1, 654	1, 720	1, 787	1, 830	435
50 歳代	1, 651	1, 600	1, 529	1, 494	1, 492	1, 452	1, 414	1, 403	▲ 248
60 歳代	1, 977	1, 995	1, 996	1, 974	1, 939	1, 950	2, 011	1, 980	3
70 歳代	1, 437	1, 434	1, 470	1, 489	1, 523	1, 533	1, 512	1, 561	124
80 歳代	844	886	895	931	937	962	983	991	147
90 歳以上	178	180	191	190	220	216	221	230	52
総人口	12, 492	12, 550	12, 459	12, 453	12, 492	12, 439	12, 417	12, 388	▲ 104

出典：住民基本台帳人口（4月1日）

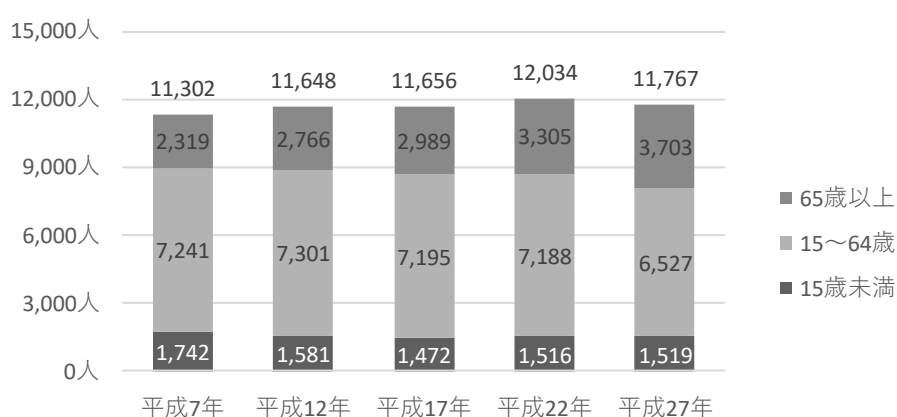
単位：人

2 年齢3区分別人口及び比率の動向

本町の国勢調査に基づく人口は、平成27年10月時点で11,767人となっており、年齢3区分別人口は、65歳以上人口が増加傾向である一方、15～64歳人口は減少傾向で、15歳未満人口は平成22年から平成27年にかけて横ばいで推移しています。

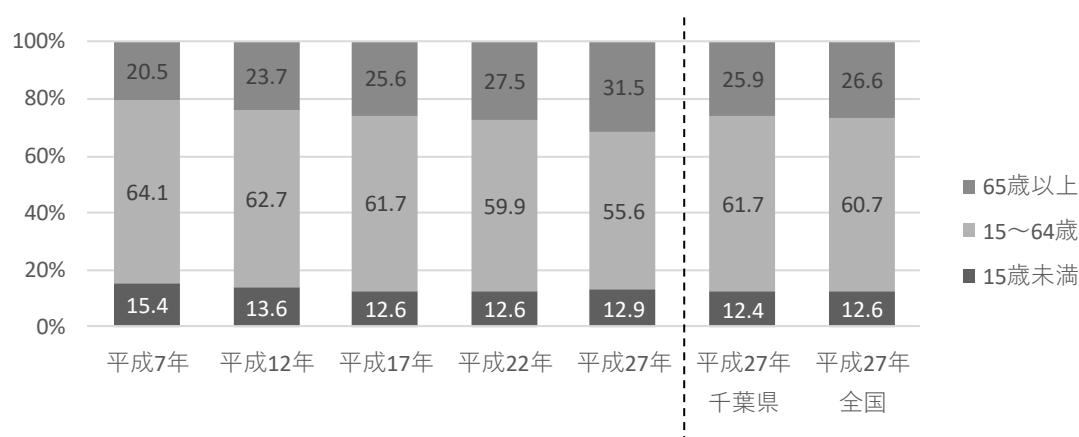
年齢3区分別人口比率は、平成27年10月時点で65歳以上人口の比率（高齢化率）が31.5%、15歳未満人口の比率が12.9%と、それぞれ千葉県や全国を上回る水準である一方、15～64歳人口の比率は55.6%と、千葉県や全国を下回る水準となっています。

年齢3区分別人口



出典：国勢調査（10月1日）

年齢3区分別人口比率



出典：国勢調査（10月1日）

3 人口動態

本町の自然増減は、平成 25 年以降、出生数が 70 人から 90 人台で推移しており、死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。

本町の社会増減は、転入数、転出数ともに増加傾向となっており、転入数が転出数を上回る社会増が続いています。

本町の婚姻数は 40 組から 50 組台で、離婚数は 10 組から 20 組台で推移しています。

本町の合計特殊出生率は、平成 29 年が 1.62 となっており、年によって増減が見られる一方、千葉県合計特殊出生率は、全国を下回る水準で推移しています。

自然増減

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
出生数	90	74	95	73	89	77
死亡数	137	152	147	181	165	162
自然増減	▲ 47	▲ 78	▲ 52	▲ 108	▲ 76	▲ 85

出典：千葉県衛生統計年報

単位：人

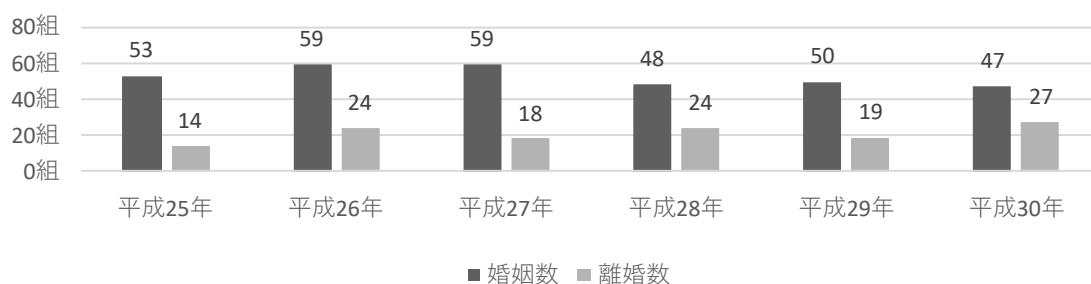
社会増減

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
転入数	526	583	700	831	936	1,287
転出数	492	529	619	786	828	1,168
社会増減	34	54	81	45	108	119

出典：千葉県毎月常住人口調査月報（年間集計）

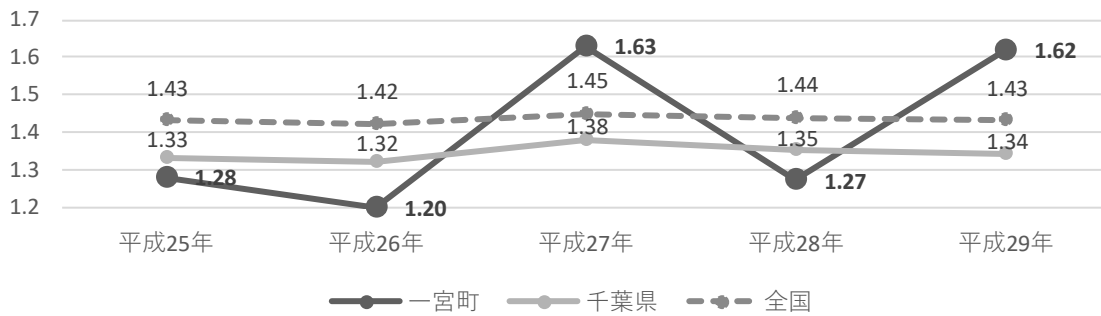
単位：人

婚姻・離婚数



出典：千葉県毎月常住人口調査月報（年間集計）

合計特殊出生率※



出典：千葉県毎月常住人口調査月報（年間集計）

※15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

4 世帯類型等

本町の世帯類型は、平成27年10月時点で核家族世帯が58.2%と最も多く、次いで単独世帯が25.7%と続いており、これら2つの世帯類型が増加傾向です。

18歳未満の親族のいる世帯数は、平成27年10月時点で982世帯と、1,000世帯を下回るまで減少しており、一般世帯数合計に占める割合も22.0%まで低下しています。

世帯類型

	平成17年		平成22年		平成27年	
単独世帯	870	21.7%	1,070	24.5%	1,147	25.7%
核家族世帯	2,232	55.7%	2,454	56.0%	2,602	58.2%
3世代世帯	683	17.0%	578	13.2%	462	10.3%
その他の世帯	226	5.6%	274	6.3%	257	5.8%
一般世帯数合計	4,011	100.0%	4,376	100.0%	4,468	100.0%

出典：国勢調査（10月1日）

単位：世帯

世帯類型

	平成17年	平成22年	平成27年
18歳未満の親族のいる世帯数	1,012	1,007	982
一般世帯数合計に占める割合	25.2%	23.0%	22.0%

出典：千葉県衛生統計年報

単位：世帯

5 未婚率

本町の未婚率は、平成 27 年 10 月時点で 20～49 歳女性の平均が 34.0%、20～49 歳男性の平均が 46.5%となっています。

平成 27 年の 25～29 歳や 30～34 歳の未婚率は、男女ともに千葉県や全国を上回る水準となっています。

20～49 歳未婚率【女性】

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年 千葉県	平成 27 年 全国
20～24 歳	89.1%	91.2%	88.2%	89.8%	88.0%
25～29 歳	63.6%	59.3%	67.3%	60.6%	58.8%
30～34 歳	31.4%	31.5%	37.5%	34.3%	33.6%
35～39 歳	17.0%	20.2%	21.7%	23.2%	23.3%
40～44 歳	11.1%	14.2%	17.0%	18.4%	19.0%
45～49 歳	10.8%	13.1%	14.0%	14.8%	15.9%
20～49 歳平均	34.1%	33.1%	34.0%	35.7%	35.7%

出典：国勢調査（10 月 1 日）

20～49 歳未婚率【男性】

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年 千葉県	平成 27 年 全国
20～24 歳	93.5%	93.2%	94.8%	92.1%	90.5%
25～29 歳	77.5%	71.5%	81.8%	70.9%	68.3%
30～34 歳	53.2%	49.6%	53.1%	46.7%	44.7%
35～39 歳	30.4%	37.1%	36.0%	35.6%	33.7%
40～44 歳	23.7%	24.3%	31.5%	30.7%	29.0%
45～49 歳	18.2%	20.4%	24.9%	25.8%	25.1%
20～49 歳平均	48.6%	46.1%	46.5%	46.3%	45.0%

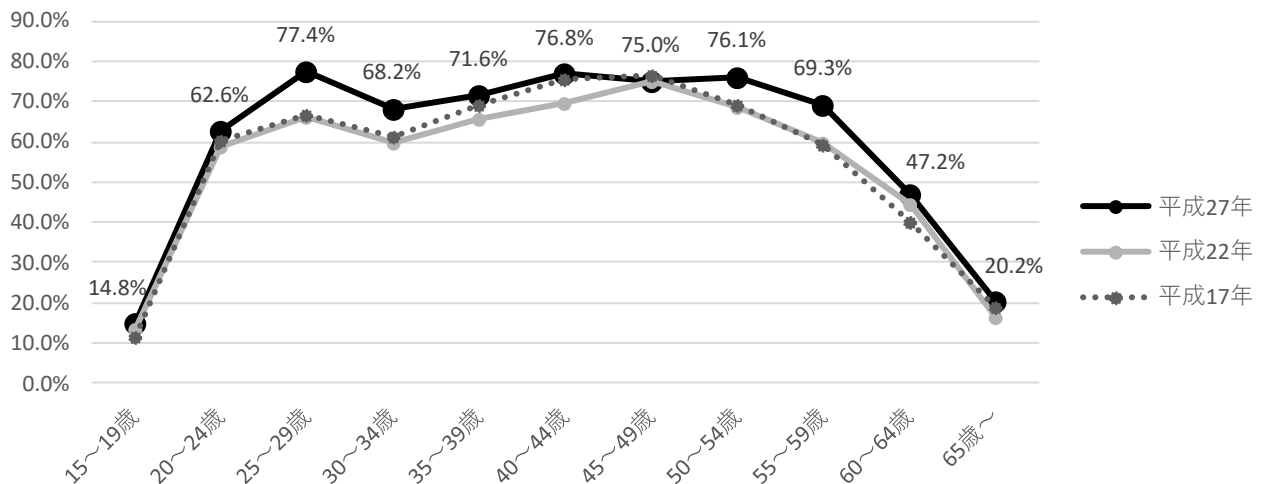
出典：国勢調査（10 月 1 日）

6 女性の就業率

本町の女性の就業率は、平成 27 年 10 月時点の 25～44 歳で 73.5%となっており、平成 22 年以降、25～29 歳や 30～34 歳で就業率が上昇しています。

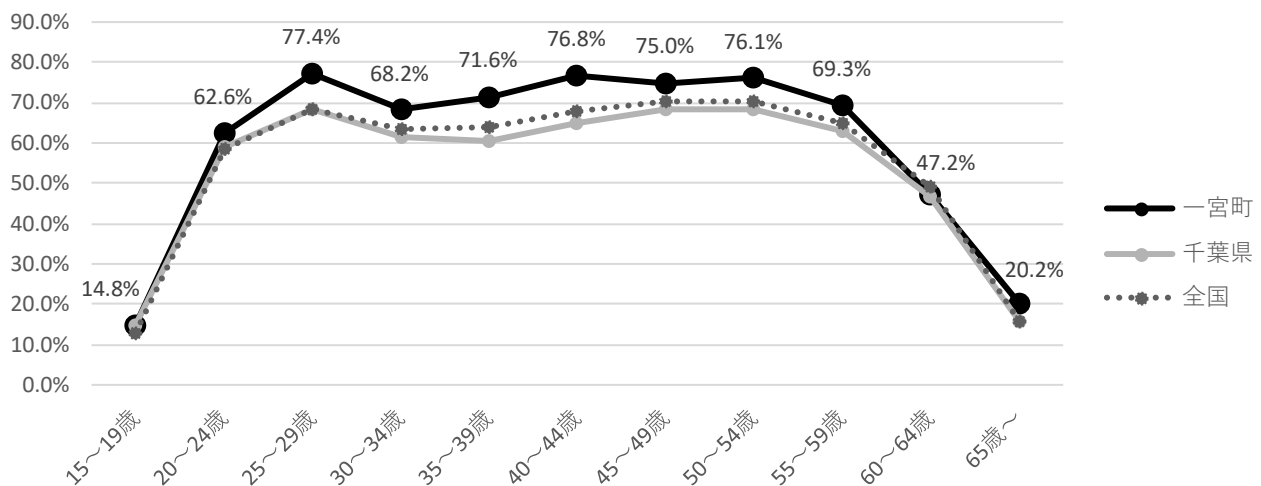
平成 27 年の就業率は、ほとんどの年齢階級で千葉県や全国を上回る水準となっています。

5 歳階級別女性の就業率



出典：国勢調査（10 月 1 日）

5 歳階級別女性の就業率 千葉県及び全国との比較



出典：国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日）

7 町の教育・保育、子ども・子育て支援サービスの状況

(1) 保育所（園）及び認定こども園

本町の保育所（園）及び認定こども園は、令和元年度時点で公立の保育所 1 か所（いちのみや保育所）、私立の保育園 1 か所（愛光保育園）、私立の認定こども園 2 か所（東浪見こども園、一宮どろんこ保育園）、計 4 か所となっており、平成 31 年 4 月 1 日時点の入所者数は合計で 388 人という状況です。

また、平日は、いちのみや保育所と東浪見こども園では 19 時まで、愛光保育園では 18 時 15 分まで、一宮どろんこ保育園では 20 時までの延長保育を実施しています。

さらに、全園で一時預かり事業（一時保育事業）を実施しており、利用者数は年度によって増減が見られる状況です。

保育所（園）及び認定こども園の入所者数の推移

施設名	定員	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
一宮保育所	120	147	143			
東浪見保育所	60	62				
原保育所	60	86	75			
いちのみや保育所	60			97	86	92
愛光保育園	80	91	87	83	81	79
東浪見こども園	80		65	71	69	72
一宮どろんこ保育園	170			124	137	145
合計		386	370	375	373	388

※ 平成 28 年度 東浪見保育所 閉所、東浪見こども園 新設

平成 29 年度 一宮保育所 閉所、一宮どろんこ保育園 新設

原保育所の名称を「いちのみや保育所」に変更

出典：町担当課資料（各年度 4 月 1 日時点）

延長保育利用登録者数の推移

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用登録者数	84	65	30	54

出典：町担当課資料

一時預かり事業（一時保育事業）利用者数の推移

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	210	168	382	101

出典：町担当課資料

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和元年度現在、愛光保育園、東浪見こども園、一宮どろんこ保育園の3園にそれぞれ子育て支援センターを設置し、本事業を実施しており、認定こども園の整備に伴う子育て支援センターの新設により、平成28年度以降、利用者数が大幅に増加しました。

地域子育て支援拠点事業 延利用数の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延利用者数	712	856	1,516	1,147

出典：町担当課資料

(3) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査 延利用件数の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延利用件数	918	925	1,125	878

出典：町担当課資料

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業）

乳児家庭全戸訪問事業は、新生児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業） 延訪問件数の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延訪問件数	65	89	110	76

出典：町担当課資料

(5) 病児保育事業

病児保育事業は、子どもが病気又は病気の回復期にあつて、集団での教育・保育や家庭での保育が困難な場合に、適切な保育環境が確保される施設で一時的に預かる事業です。

令和元年度現在、白子町の酒井医院、いすみ市の外房こどもクリニックと委託契約し事業を実施しており、利用件数は年度によって増減が見られる状況です。

病児保育事業 延利用件数の推移

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延利用件数	142	213	112	248

出典：町担当課資料

（６）放課後児童健全育成事業（学童保育わんぱくクラブ）

放課後児童健全育成事業（学童保育わんぱくクラブ）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

令和元年度現在、一宮小学校区に 3 か所、東浪見小学校に 2 か所、計 5 か所で事業を実施しており、登録児童数は令和元年度現在 178 人で、概ね増加傾向です。

放課後児童健全育成事業（学童保育わんぱくクラブ）登録児童数の推移

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一宮 小学校	低学年	64	66	94	100	90
	高学年	10	6	14	23	27
	計	74	72	108	123	117
東浪見 小学校	低学年	27	28	35	42	39
	高学年	8	9	18	20	22
	計	35	37	53	62	61
合計	低学年	91	94	129	142	129
	高学年	18	15	32	43	49
	計	109	109	161	185	178

出典：町担当課資料

放課後児童健全育成事業（学童保育わんぱくクラブ）クラブ別 登録児童数の推移

名称	定員	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一宮学童保育 わんぱくクラブ第 1	50	50	48	48	53	44
一宮学童保育 わんぱくクラブ第 2	50	0	0	36	47	46
一宮学童保育 わんぱくクラブ分室	30	24	24	24	23	27
東浪見学童保育 わんぱくクラブ第 1	40	35	37	53	46	33
東浪見学童保育 わんぱくクラブ第 2	40	0	0	0	16	28

出典：町担当課資料

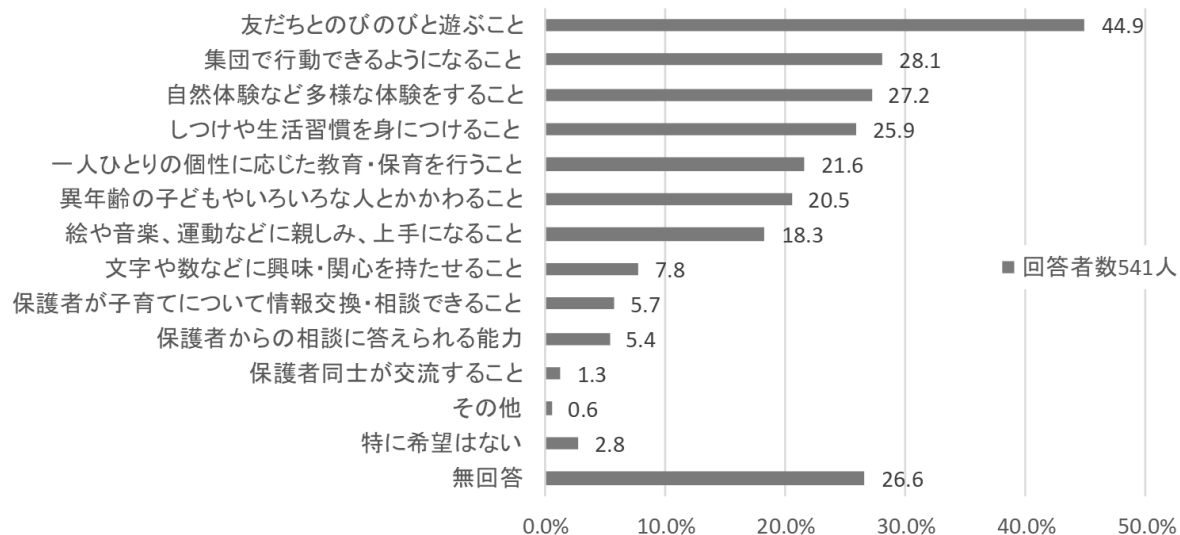
8 ニーズ調査からみた町の子育て環境について

(1) 保育所・こども園・学童クラブに望むこと

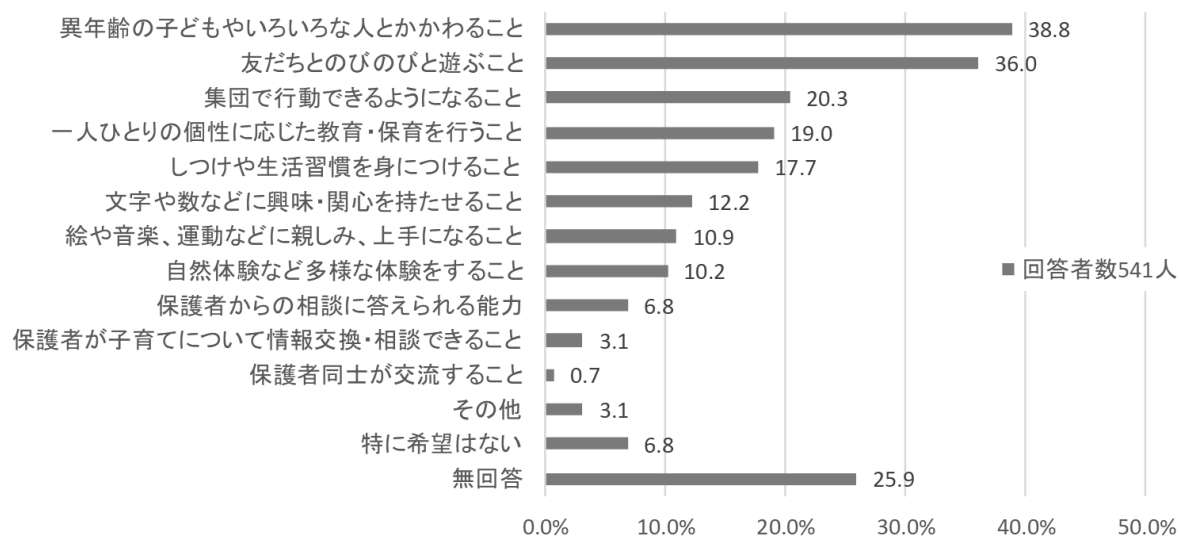
保育所やこども園に望むことについては、「友だちとのびのびと遊ぶこと」(44.9%)が最も多く、次いで「集団で行動できるようになること」(28.1%)、「自然体験など多様な体験をすること」(27.2%)と続きます。

学童クラブに望むことについては、「異年齢の子どもやいろいろな人とかかわること」(38.8%)が最も多く、次いで「友だちとのびのびと遊ぶこと」(36.0%)、「集団で行動できるようになること」(20.3%)と続きます。

保育所・こども園に望むこと



学童クラブに望むこと



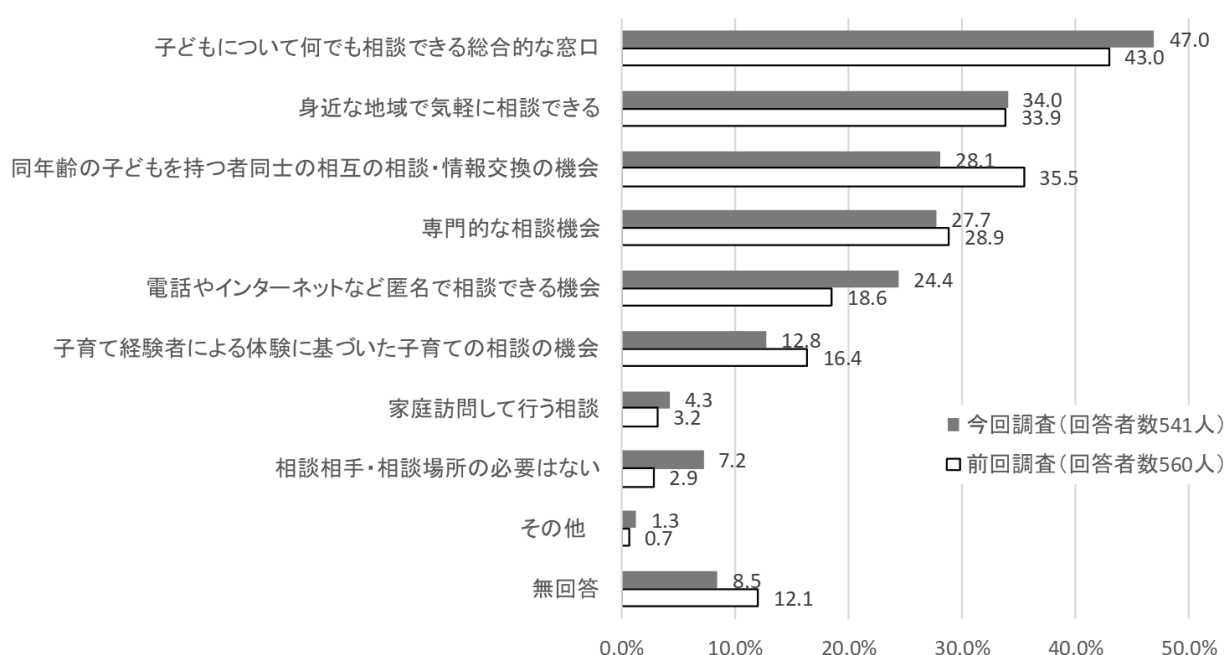
出典：子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査集計結果（町内の小学生以下の子どもがいる 541 世帯分）

（２）子育て相談の相手や場所に望むこと

今後、子育てについての相談相手・相談場所として希望することについては、「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口」（47.0%）が最も多く、次いで「身近な地域で気軽に相談できる」（34.0%）「同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の機会」（28.1%）、と続きます。

前回調査と比較すると、「電話やインターネットなど匿名で相談できる機会」（+5.8 ポイント）の増加、「同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の機会」（-7.4 ポイント）の減少が目立ちます。

子育て相談の相手や場所に望むこと



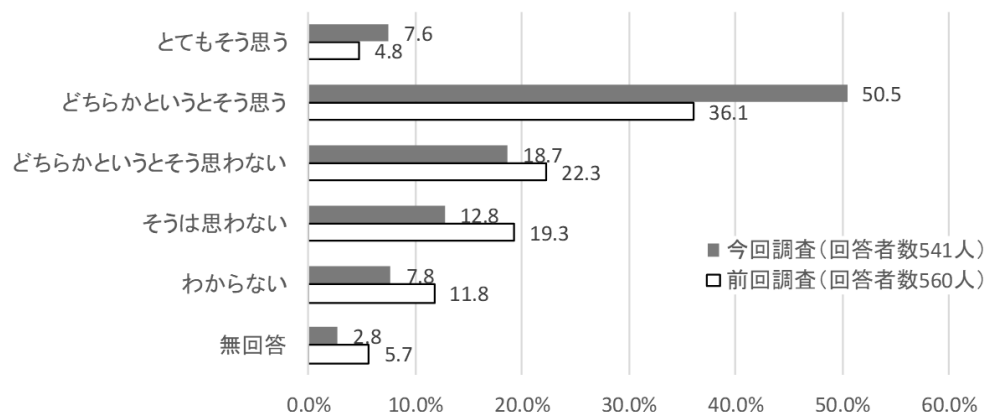
出典：子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査集計結果（町内の小学生以下の子どもがいる 541 世帯分）

（３）町の子育て環境に対する評価

子育てしやすい環境であると感じているかについては、『そう思う』（「とてもそう思う」＋「どちらかというと思う」）と回答した方が 58.1%、『そう思わない』（「どちらかというと思わない」＋「そうは思わない」）と回答した方が 31.5%となっています。

前回調査と比較すると、『そう思う』は 17.2 ポイント増加、『そう思わない』は 10.1 ポイント減少となっています。

町を子育てしやすい環境だと思うか

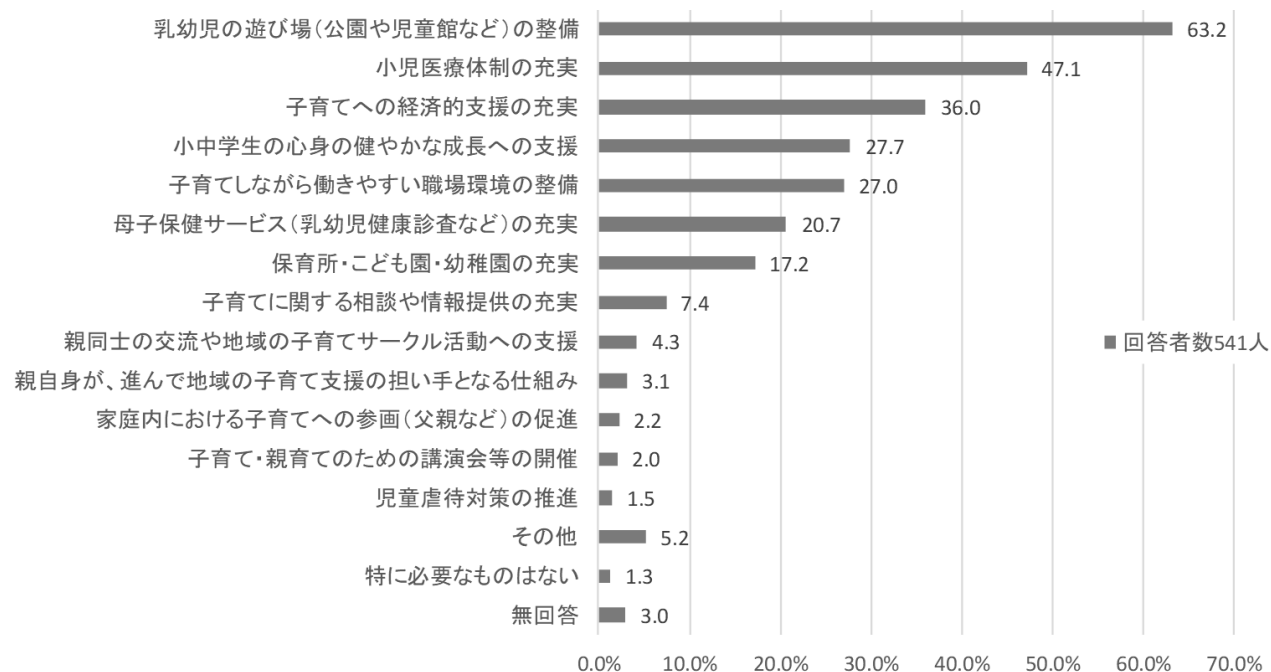


出典：子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査集計結果（町内の小学生以下の子どもがいる 541 世帯分）

（４）子育てをしやすいまちづくりのために今後重要だと思うこと

子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思うことについては、「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」（63.2%）が最も多く、次いで「小児医療体制の充実」（47.1%）、「子育てへの経済的支援の充実」（36.0%）と続きます。

子育てをしやすいまちづくりのために、今後重要だと思うこと



出典：子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査集計結果（町内の小学生以下の子どもがいる 541 世帯分）

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、「緑と海と太陽の町」と一宮町町民憲章に定め、先人たちが培い伝えてきた伝統と文化と自然の恵みを一層大切にし、より豊かにより美しくより調和のとれた活力のあるまちを目指しています。

第1期の「一宮町子ども・子育て支援事業計画」では、町民憲章を踏まえて『緑と海と太陽とみんなで育てる未来の子』を計画の基本理念としました。

第2期となる本計画においても、この基本理念を継承し、自然豊かな一宮町において、住民一人一人が、子どもを育てるという意識を持ち、子育て家庭が安心して子どもを育てることのできるまちを今後も引き続き目指していきます。

計画の基本理念

緑と海と太陽と みんなで育てる未来の子

子どもは、社会の宝であり、未来を担う大切な存在です。

子どもを育てていくためには、子育ての当事者や事業者だけではなく、地域の住民が日々の暮らしの中で子どもの育ちを温かく見守っていくような体制づくりが重要です。地域全体で子どもや子育て家庭を支えることができるようなネットワークづくりに向け、意識の啓発に努めていきます。

自然豊かな一宮町において、住民一人一人が、子どもを育てるという意識を持ち、子育て家庭が安心して子どもを育てることのできるまちを目指し、本計画を推進します。

2 基本目標

本町では、子ども・子育て支援に関する次の5つの基本目標を第1期計画で定めており、第2期となる本計画においても目標を継承し、必要な施策を展開します。

目標1 地域における子育ての支援

本町のすべての子育て家庭が、孤立することなく、安心して子育てをすることができるよう、子育て支援サービスの充実や質の高い教育・保育の確保とともに、子どもたちが安全に過ごすことができる居場所づくりに努めるほか、生まれ育った家庭環境に関わらず子どもが健やかに成長することができるような支援を図ります。

目標2 親子の健康の確保及び増進

町民が安心して子どもを産み、育てるため、かつ、親子の健康の確保及び増進を支援するため、各種健診や教室等、母子保健事業の充実や食育の推進を図るとともに、妊娠から出産、子育てまで、包括的な支援体制の強化を図ります。

目標3 子どものための教育環境の充実

子どもが心豊かに育つ教育環境づくりに向けて、保育所、学校、地域が連携して、家庭や地域の教育力の向上に努めるとともに、様々な体験学習等を取り入れながら、子どもの生きる力の育成に向けた環境整備を図ります。

目標4 安全で安心な子育て環境の整備

子育てしやすいまちづくりとして、親子で暮らしやすい住環境づくりや交通安全対策の推進とともに、子どもを犯罪等の被害から守り、安全に過ごせるような防犯対策のほか、災害時に子ども自身が安全な行動がとれるような防災教育の推進等を図ります。

目標5 家庭に対するきめ細かな支援の充実

すべての子どもの人権が尊重され、その子らしく生き生きと成長できるよう、児童虐待への対策の強化とともに、障害児への子ども・子育て支援やひとり親家庭への支援、生活困窮への対策等、配慮や保護が必要な子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実に努めます。

3 計画の施策体系

基本理念

緑と海と太陽と みんなで育てる未来の子

基本目標

施策

目標 1
地域における子育ての
支援

- 地域における子育て支援サービスの充実
- 教育・保育サービスの充実
- 児童の健全育成
- 経済的支援の充実

目標 2
親子の健康の確保及び
増進

- 子どもや母親の健康の確保
- 食育の推進
- 思春期保健対策の充実
- 小児医療の充実

目標 3
子どものための教育環境
の充実

- 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- 家庭や地域の教育力の向上

目標 4
安全で安心な子育て環境
の整備

- 良好な住宅・居住環境の確保と豊かなまちづくりの推進
- 子どもの安全の確保

目標 5
家庭に対するきめ細かな
支援の充実

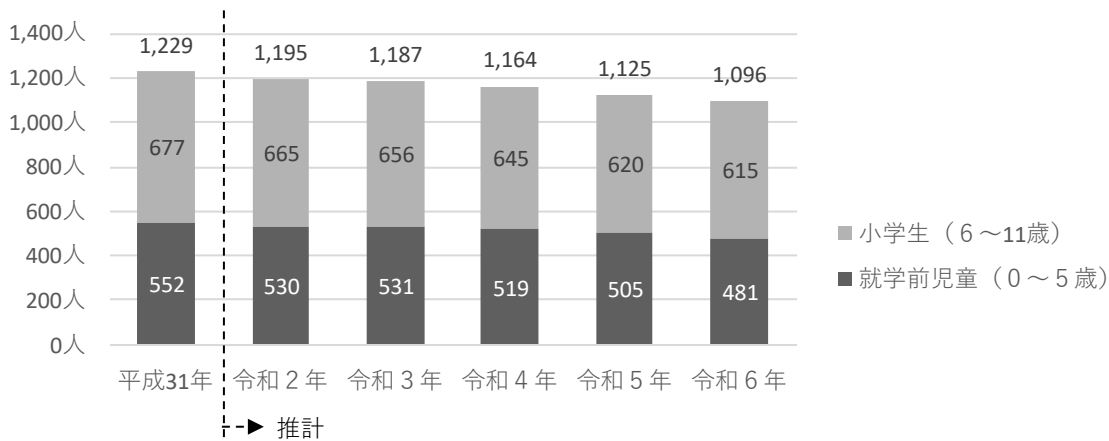
- 児童虐待防止対策の充実
- ひとり親家庭の自立支援の推進
- 障害児施策の充実
- 子どもの貧困対策の推進
- 外国につながる幼児への支援・配慮

4 推計児童人口

計画期間の児童人口については、計画期間（令和2年～6年）の0～11歳について、過去5年の住民基本台帳人口を用いて、コーホート変化率法※で推計を行いました。

※コーホート変化率法…コーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率が将来にわたり維持されると仮定して、将来人口を算出する方法

推計児童人口（0～11歳）



区分	実績	推計				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	77	73	71	69	66	64
1歳	91	81	77	75	73	70
2歳	89	95	85	81	79	77
3歳	96	94	101	90	86	84
4歳	86	98	96	104	93	89
5歳	113	89	101	100	108	97
未就学 小計	552	530	531	519	505	481
6歳	92	113	89	101	100	108
7歳	115	93	114	90	102	101
8歳	127	117	95	116	92	104
9歳	114	125	115	93	114	90
10歳	100	116	127	117	95	117
11歳	129	101	116	128	117	95
小学生 小計	677	665	656	645	620	615
合計	1,229	1,195	1,187	1,164	1,125	1,096

出典：住民基本台帳人口（4月1日）

単位：人

第4章 分野別施策の展開

1 地域における子育ての支援

本町では、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育、子育て支援に関する各種事業の充実とともに、児童の健全育成のための取組や子育て家庭の経済的負担を軽減するための施策・事業を推進しており、ニーズ調査結果によると、町の子育て環境に対しては、第1期計画策定時の調査結果よりも肯定的な評価の割合が高くなっています。

今後も、子育て支援サービスの充実や質の高い教育・保育の提供をはじめ、関連施策・事業の継続実施に努めます。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

子ども・子育て支援新制度に基づく地域子ども・子育て支援事業について、ニーズに応じた事業の充実を検討するほか、子育て家庭に寄り添った地域ぐるみの支援体制づくりに努めます。

事業番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分※	担当課
1	病児保育事業	子育てと就労等の両立を支援するため、白子町の酒井医院といすみ市の外房こどもクリニックへの委託により、病児の保育事業を行っており、今後も継続します。	継続	子育て支援課
2	一時預かり事業	緊急時やリフレッシュ、不定期の就労時の預かりを目的とする一時預かり事業（一時保育事業）について、町内4か所（いちのみや保育所、愛光保育園、東浪見こども園、一宮どろんこ保育園）で実施しており、今後も継続します。	継続	子育て支援課
3	地域子育て支援拠点事業	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う拠点を町内2か所（愛光保育園、一宮どろんこ保育園）に設置しており、今後も本事業の利用を促進し、子育ての孤立感、負担感の軽減に努めます。	継続	子育て支援課

※区分は、「継続＝第1期計画からの継続事業」、「**新規**＝本計画（第2期計画）に新たに掲載する事業」

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
4	保育所子育て支援事業	保育所において、未就園児とその保護者を対象に、園庭開放、育児相談、在宅児と園児の交流、子育て講演会等を実施しています。 今後も保育所子育て支援の充実に努めます。	継続	子育て支援課
5	放課後児童健全育成事業	就労等により昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、授業が終了した放課後の生活の場を確保するために、一宮小学校に3か所、東浪見小学校に2か所、計5か所の学童保育わんぱくクラブを設置しています。 今後も、保育環境整備に努めます。	継続	子育て支援課
6	地域の力を生かした子育て支援	子育て当事者同士が、信頼関係を築き、預かり合いを行う事業や育児力を高める勉強会等住民の自主的な活動に対し協力・支援を行います。	継続	子育て支援課
7	子育て支援員の養成	育児経験が豊かな専業主婦等が、子育て支援に従事するために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「子育て支援員」として認定する制度です。 今後は制度の周知とともに、県の研修への参加促進を図ります。	継続	子育て支援課

(2) 教育・保育サービスの充実

本町では、平成 26 年 8 月に策定した「一宮町保育所整備基本計画」に基づき、第 1 期計画期間において保育所の民営化と認定こども園化を進めた結果、認可保育所 2 か所、認定こども園 2 か所の町内 4 か所の教育・保育の体制となっており、今後もこの体制で需要に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。

事業番号	事業名	第 2 期の事業内容・方針	区分	担当課
8	教育・保育事業	認可保育所 2 か所（いちのみや保育所、愛光保育園）、認定こども園 2 か所（東浪見こども園、一宮どろんこ保育園）の町内 4 か所の施設で就学前の教育・保育事業を実施しており、今後も需要に応じた事業実施を図ります。	継続	子育て支援課
9	延長保育事業	愛光保育園は 18 時 15 分まで、いちのみや保育所と東浪見こども園は 19 時まで、一宮どろんこ保育園は 20 時までの延長保育を実施しており、今後も継続します。	継続	子育て支援課
10	障害児保育事業	保護者の労働等により家庭での保育ができない障害児で、日々の通所と、集団保育が可能な児童について、専属職員の配置を行い、個々に応じた配慮をする体制を整えるなど保育の充実に努めています。 いちのみや保育所、愛光保育園、東浪見こども園、一宮どろんこ保育園の町内の全施設で実施しており、今後も継続します。	継続	子育て支援課
11	乳児保育の促進	町内の全施設において生後 57 日からの保育を実施しており、今後も働きながら安心して子育てができる環境整備に努めます。	継続	子育て支援課
12	保育所送迎バス	業者委託により、いちのみや保育所に通う 3 歳以上の送迎を無料で実施しています。今後も事業を継続します。	継続	子育て支援課

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
13	質の高い教育・ 保育サービスの 一体的な提供	幼稚園と保育所の特徴や機能を併せ持つ認定こども園を通じて、質の高い教育・保育サービスの一体的な提供と地域の子育て支援の充実に努めます。 また、保育士・保育教諭等の資質向上を図るため、園内研修に係る支援（幼児教育アドバイザーの派遣、公開保育の促進等）に努めます。	新規	子育て支援課
14	幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続	子ども同士の交流活動や教職員間の相互理解、地域と連携した取組の推進により、保育所や認定こども園と小学校との連携を強化し、子どもの生活や学びが円滑に移行できるように努めます。	新規	教育課 子育て支援課
15	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	国の幼児教育・保育の無償化（令和元年 10月）に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する町民が無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。 本町は、公正かつ適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案しつつ、円滑な給付方法を検討し、実施します。	新規	子育て支援課

（３）児童の健全育成

本町では、学校や地域と連携して、児童の居場所づくりや健全育成のための取組を推進しており、ニーズ調査で「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」を求める声が多いこと等を踏まえつつ、さらなる施策・事業の充実に努めます。

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
16	児童生徒のための 休日の居場所 づくり	子ども会育成会、スポーツ推進委員、青少年 相談員等と協力して、中央公民館等で小学生 を対象に、スポーツ体験や自然体験等を実施 しています。 このほか、平成27年度より地域人材等の活用 による「サタデースクール」を通じて、自主 的な休日の有効利用の促進を図ります。	継続	教育課
17	児童遊園	身近にある幼児の安全な遊び場として、欠く ことのできない公共空間として、適切に維持 管理します。今後も整備と安全管理に努め るとともに、新たな遊び場の設置について検討 を行っていきます。	継続	子育て支援課
18	スクールカウ ンセラー配置事業	悩みを抱えている子どもやその親のケアに対 応するべく、気軽に相談できる体制を構築す るため、学級担任との情報共有を図り、関わ りの方向性を1つにする取組等の実施ができ るよう努めます。 そのため、町内小中学校全校にスクールカウ ンセラーを配置できるよう要望等を行います。	継続	教育課
19	公民館活動の推 進	サークル及び子育て支援団体等が、利用しや すい環境整備を図っています。今後も公民館 の活動の推進に努めます。	継続	教育課
20	図書室活動の推 進	一宮町中央公民館の1階に「まちの図書室」 を設置しており、今後も図書室における活動 の推進に努めます。	継続	教育課
21	子ども読書活動 の推進	読み聞かせボランティアの活動の支援や、新 刊図書の情報提供等を実施しており、今後も 子ども読書活動の推進に努めます。 また、「ブックスタート事業」として、町の 「乳児相談」時にボランティアによる絵本の 読み聞かせを行い、絵本を配付することによ って、母親等が絵本を通して子どもと関わる 機会の提供に努めます。	継続	教育課

(4) 経済的支援の充実

本町では、高校3年生までを対象とする子ども医療費助成をはじめ、児童や子育て家庭を経済的に支援する事業を実施しており、今後も子どもを持ちたいという親の願いを十分かなえられるように、また、生まれ育った家庭環境に関わらず子どもが健やかに成長することができるよう、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

事業番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
22	児童手当の支給	家庭における生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的とする児童手当を、中学校修了までの児童を養育している方に支給します。	継続	子育て支援課
23	子ども医療費助成	高校3年生までの子どもの入通院、調剤にかかる医療費の助成を行います。	継続	子育て支援課
24	就学援助制度	経済的負担の軽減のため、支援が必要な子育て家庭に対し、要保護・準要保護児童生徒就学援助費や特別支援教育就学奨励費等の補助を行います。	継続	教育課
25	おむつ用ごみ袋配布事業	2歳未満の乳幼児を養育する世帯に、長生郡市広域市町村圏組合指定ごみ袋を配布します。	継続	子育て支援課
26	幼児教育・保育の無償化	国における幼児教育・保育の無償化導入（令和元年10月）に伴い、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業、認可外保育施設等の3歳から5歳のすべての子どもの利用料の無償化と、0歳から2歳児の利用料は、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。 また、幼稚園の預かり保育を利用する子どもで新たに保育の必要性があると認定された場合は、一定の範囲内で利用料が無償化されます。	新規	子育て支援課

2 親子の健康の確保及び増進

本町では、平成 28 年 3 月に策定した「一宮町健康増進計画・食育推進計画」に基づき、健康づくりや食育の推進にかかる取組に努めており、今後も子どもや母親・父親の健康の維持・増進のための事業や食育関連事業を推進します。

また、思春期の心と体の健康づくりにあたっては、子どもたち自身が心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、相談体制や健康教育の充実を進めます。

さらに、多様化する医療ニーズへの対応をはじめ、小児医療体制の充実に努めます。

(1) 子どもや母親の健康の確保

本町では、妊娠中から産後までの不安定な時期における相談支援とともに、出産後も安心して子どもを育てることができるよう、子育て家庭を支援する様々な母子保健事業を実施しており、今後も母子の健康の維持・増進のための事業を推進します。

事業番号	事業名	第 2 期の事業内容・方針	区分	担当課
27	母子健康手帳等の交付	妊娠、出産、子どもの成長記録としてすべての親子が活用できるよう、母子健康手帳を保健センターで随時窓口交付します。 交付に際しては、マタニティ教室のお知らせ配付、新生児訪問の説明を行い、その他の母子保健事業も一覧表を作り配付することで P R します。	継続	福祉健康課
28	妊婦健康診査の充実	母子健康手帳の交付時に、妊婦健康診査の受診票（14 回分）の活用について説明し、診査の充実に努めます。 また、健診時の自己負担金について 1 回 2,000 円を上限に償還払いで助成します。	継続	福祉健康課
29	マタニティ教室の開催	マタニティ教室を年 3 コース、1 コース 3 日で行っています。妊婦の仲間づくりに努め、家族も参加できることを案内しています。 沐浴実習や、先輩ママから赤ちゃんのいる生活について体験談を聞くなど、産後の生活がイメージしやすいように工夫をしています。 また、歯科相談を行い、妊娠中の歯や生まれる前から子どもの歯の健康を考えるきっかけとなるよう働きかけています。 今後も内容の充実に努めます。	継続	福祉健康課

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
30	新生児・妊産婦 訪問指導	新生児（生後28日以内の赤ちゃんと保護者）を対象に、保健師の訪問による体重測定、予防接種・健診の案内、育児相談等を実施しています。 今後も全数訪問を目指すほか、内容の充実に努めます。	継続	福祉健康課
31	乳幼児訪問指導 の実施	育児不安がある親や、各種健診・相談後に継続個別事後指導が必要な乳幼児に対し定期的に訪問・電話相談等を実施し、保健指導を行います。 また、乳幼児健診の未受診児に対し、保護者等へ健診の必要性について理解を促し、受診勧奨に努めます。	継続	福祉健康課
32	乳幼児健康診査 の実施	乳幼児の健康の保持増進及び病気の早期発見、治療のために、3～6か月児、7～8か月児、9～11か月児（医療機関に委託）、1歳6か月児、3歳児等を対象にした健康診査を行っており、今後も内容の充実に努めます。	継続	福祉健康課
33	乳幼児健康相談 の実施	4・7・12か月児を対象に、毎月乳児相談を実施しており、今後も内容の充実に努めます。	継続	福祉健康課
34	乳幼児の育成指 導事業の実施	医療機関への受診勧奨及び「育児相談」、「親子ふれあい教室」を実施しており、今後も乳幼児の育成指導事業の充実に努めます。	継続	福祉健康課
35	歯科健康診査等 の実施	1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診で歯科健診及びフッ素塗布を実施しています。また、乳児相談時（4・7・12か月）に歯科相談を行い、早期からの口腔衛生への意識づけを行っています。 今後も内容の充実に努めます。	継続	福祉健康課
36	子育て教室の開 催	0歳児・1歳児及び保護者を対象（上の兄弟は参加可）に「親子ふれあい教室」を開催しており、今後も内容の充実に努めます。	継続	福祉健康課
37	予防接種の実施	日本脳炎、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、4種混合、麻しん風しん混合、水痘、2種混合、子宮頸がんワクチンは、個別接種（契約医療機関）で実施しており、国の方針に基づき内容の充実に努めます。	継続	福祉健康課

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
38	母子保健事業の 情報提供	母子保健事業の年間計画を掲載した「乳幼児 保健事業一覧」を作成し、訪問時や乳児健診 時、その他随時対象者に配付しており、今後 も内容の充実に努めます。	継続	福祉健康課
39	4歳児視力検査	弱視等の視力障害を早期に発見し、早期の治 療につなげるため、4歳児を対象に視力検査 を町内保育所及び保健センターで実施して おり、今後も検査の充実に努めます。	継続	福祉健康課
40	乳児家庭全戸訪 問事業	生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児の いる家庭に対し、保健師が全戸訪問し、体重 測定、予防接種、母子保健事業の案内、育児 相談等を行います。 一人一人に寄り添った支援となるよう、今後 も内容の充実に努めます。	新規	福祉健康課

(2) 食育の推進

乳幼児期から学齢期において、食に関する学習機会の確保や情報提供、食事作りの体験活動を進めます。また、保育園、幼稚園、学校給食を通して、望ましい食習慣等の形成に努めます。

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
41	離乳食指導	乳児相談時、また随時、離乳食の進め方につ いて個別に指導しています。今後も内容の充 実に努めます。	継続	福祉健康課
42	保育所給食の推 進	保育所（園）給食では、食事のマナーや行事 食等を伝え、皆で楽しく食べ、うす味、「グ ーパー食生活※」を実践、指導します。 また、野菜作りを通してその生長を知り、収 穫の喜びを味わいながら学びます。	継続	子育て支援課

※グーパー食生活

県が提唱する、主菜（肉・魚・卵・大豆）を「グー」、副菜（野菜・海藻・きのこ・こんにゃく）を「パー」として、1食分のおかずの量の目安を表したもの。主菜は手を「グー」に握った大きさと厚み2cm程度、副菜は手を「パー」に広げて山盛りの量が目安

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
43	学校給食の推進	児童生徒の発育や健康を司る学校給食については、自校方式の特色を生かしながら、望ましい食習慣の形成や食事マナーの指導等を推進していきます。	継続	教育課
44	食生活改善推進員の活動	食生活改善推進員は、栄養教室で管理栄養士等から「運動・栄養・休養・禁煙」等の基礎知識を学び、修了した方のみが町長から委嘱されます。 「ファミリー料理教室」等を行っており、今後も活動を推進するほか、推進員自身の知識を高めるための研修会を開催します。	継続	福祉健康課

(3) 思春期保健対策の充実

思春期の課題の重要性を踏まえて、心の問題に対処するために、専門家の確保及び相談体制の充実に努めます。また、性や性感染症予防に関する正しい知識とともに、未成年の飲酒や喫煙、薬物等の影響についての啓発と防止に努めます。

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
45	心の健康に関する情報提供・知識の普及	精神疾患の増加に伴い、心の健康が健康課題の重点として認識される中、心の健康づくりについて有益な情報提供や正しい理解の周知に努めます。	継続	福祉健康課
46	保護者への情報提供	思春期の子どもへの関わり方について、関係機関と連携して保護者に対し、学級担任・養護教諭・スクールカウンセラーから情報提供を行い、思春期教室の開催に取り組みます。 また、児童生徒の保健教育とともに、保護者への情報提供に努めます。	継続	教育課

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
47	性についての正しい知識・男女の相互理解の普及	性に対する意識や性行動の実際について、関係機関と連携し、各学校からの聞き取りを行いながら、その現状把握に努めます。 また、教職員対象の性教育研修会への積極的な参加を呼びかけ、性感染症の実態や具体的な指導事例等について研鑽を深めます。 さらに、命の大切さについての啓発を行うとともに、男女の相互理解・協力の推進に努めます。	継続	福祉健康課
48	未成年者の健康影響についての教育推進	未成年者の喫煙・薬物乱用・飲酒による健康被害について、様々な機会を通じて保健指導に取り組みます。	継続	教育課

(4) 小児医療の充実

今後も、健やかに子どもを育てることができるよう、医療機関等との連携強化による地域医療体制の確保に取り組みます。

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
49	地域医療体制の整備	多様化する医療ニーズに対応するため、医師会及び歯科医師会の協力を得ながら医療機関との連携に努め、地域医療体制の整備に努めます。	継続	福祉健康課
50	休日・夜間医療体制の整備	休日・夜間医療体制の整備を図るため、関係各機関とのさらなる連携に努めます。 また、#8000 番※については、引き続き広報に掲載して、普及に努めます。	継続	福祉健康課
51	第二次救急医療体制の整備	第二次救急医療体制の整備を図るため、特に小児救急との連携整備に努めます。	継続	福祉健康課

※#8000 番

小児救急電話相談のことで、全国同一の短縮番号#8000 をプッシュすることで、お住まいの都道府県の窓口へ自動転送

3 子どものための教育環境の充実

本町では、「一宮町教育大綱」に基づき、『将来の日本や町の担い手となり世界に羽ばたく若者の育成』を目指しています。

学校における児童生徒の教育環境の整備の充実に加えて、住民の学びが生きる地域づくりに努めます。

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

学校教育においては、発達の段階に応じたキャリア教育や地域とともに歩む学校づくりを通じて、「知・徳・体のバランス」を重視した指導の推進に関わる事業の充実と教育環境の整備に努めます。

事業番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
52	学校基礎学力向上の推進	児童生徒の学力向上は「教師の授業力向上」（＝わかるまで、できるまで、伝わるまで導くこと）が欠かせないという視点に立って、児童生徒の発達段階及び実態分析を踏まえた学習指導を展開します。	継続	教育課
53	総合的な学習充実支援事業	地域の特色や文化・伝統に関する内容を積極的に学習活動に組み入れるとともに、地域の教育力を活用し、体験的な学習活動となるよう充実を図ります。	継続	教育課
54	まちづくりへの参加、郷土愛の育成	「中学生と町長が町づくりを語る会」を実施しています。 今後も、町政を身近に感じるとともに郷土への関心を高め、まちづくりに進んで参加しようとする意欲を高められるよう取り組みます。	継続	教育課
55	国際理解教育の推進	小中学校にALT（外国語指導助手）を配置し、英語教育の充実を図っています。 また、中学生の海外派遣を実施しており、その国の歴史や文化を学び自然や伝統を体験することで国際的な視野を育むとともに、交流研修の経験を地域に還元することにより人材の育成を図っています。 今後も国際理解教育の充実に努めます。	継続	教育課

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
56	情報教育の充実	企業からシステムエンジニアを講師に招聘し、一宮商業高校の生徒による学習支援を受けながら、ロボットを活用したプログラミング学習を行っています。 今後もタブレットパソコンや電子黒板を有効に活用し、子どもたちのICT教育※に取り組んで参ります。	継続	教育課
57	福祉教育の推進	保育所の子どもたちとのふれあいや、お年寄りたちとの語らいの中で児童生徒たちは優しい気持ちになり、多くのことを学ぶことができます。 今後も継続して福祉教育を推進します。	継続	教育課
58	子ども読書活動の推進	学校図書支援員のきめ細かな図書の啓発や環境整備等の取組により、児童生徒の読書活動の推進と利用促進を図ります。	継続	教育課
59	道徳教育の充実	発達段階や児童の実態に応じた指導の重点を明確にし、道徳の時間を要としながら教育活動全体を通じて取り組みます。 また、体験活動の推進や学校・家庭・地域の連携を図り、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等の道徳性を養っていきます。	継続	教育課
60	学校教育における男女共同参画の推進	男女の協力の在り方について、時流に適した方向で適宜見直しを図り、学校教育のあらゆる場面で、性別にとらわれず、一人一人の個性や能力を尊重した教育活動の推進に努めます。	継続	教育課
61	生徒指導、いじめ・不登校対応、問題行動及び非行の防止	児童生徒育成委員会を核として、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら地域ぐるみで、生徒指導、いじめ・不登校対応、問題行動及び非行の防止の取組に努めます。 また、平成26年9月に制定した「一宮町いじめ防止対策推進条例」で、基本理念・役割・基本事項等を明確化し、いじめ防止に取り組めます。	継続	教育課

※ICT教育

ICTは、Information and Communication Technology（情報通信技術）の頭文字をとった言葉で、コンピュータ関連機器や情報通信ネットワークなどの情報手段を活用した教育のこと

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
62	運動部活動の支援	外部人材の支援や地域との連携を強めるとともに、運動部活動の充実を図ります。	継続	教育課
63	小児生活習慣病の予防	児童生徒及び教職員の精神的・身体的健康の保持増進を図るとともに、健全な学校生活を過ごすための知識を身につけさせる教育活動を推進します。	継続	教育課 福祉健康課
64	口腔の健康管理	小中学校の児童生徒を対象に、歯科衛生士による集団指導を実施しています。 また、保育所において年2回の歯科検診・保育士による毎日の歯磨き指導とフッ化物洗口を実施し、今後も口腔の健康管理に努めます。	継続	教育課 福祉健康課
65	学校運営の充実	学校・家庭・地域が一体となってより良い教育の実現に取り組むため、今後さらに学校運営の改善と効率化に努めます。	継続	教育課
66	学校支援ボランティアの活用	保護者、地域人材、各種団体等の教育力を生かした学校支援ボランティアの有効活用に取り組めます。	継続	教育課
67	少子化に伴う施設の有効活用	余裕教室が生じた場合、関係機関と連携・検討し、学校施設の有効活用に努めます。	継続	教育課
68	学校評議員制度の活用	学校評議員制度を活用し、地域及び家庭と学校との連携・協力により一層努めます。	継続	教育課
69	学校施設の整備	学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たします。 安全で安心できる教育環境の整備に努めます。	継続	教育課
70	教職員の研修の充実	教職員研究協議会を通し、時代のニーズと各学校の実態に応じた研修課題を設定し、全職員の共通理解のもと計画的・組織的・継続的な研修活動を推進します。	継続	教育課
71	安全管理の推進	児童生徒に安全な環境を提供できるよう地域の関係機関及び関係団体と連携しながら、安全管理に関する取組を推進します。	継続	教育課

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
72	教職員の資質の 向上	教職員資質向上のための研修補助を実施しています。 平成28年度からアクティブラーニング※研究 推進協議会を設け、さらなる指導技術の向上 を図っていきます。	継続	教育課
73	教材・教具の整 備及び施設の整 備維持管理	身近な環境に自ら関わって生活に取り入れて いこうとする態度を養う観点から、教具や身 近な用具、遊具の整備に努めます。 また、幼児教育の質的な変化や新たな施策に 対応するため、適切な施設の整備、維持管理 に努めます。	継続	教育課

(2) 家庭や地域の教育力の向上

少子化や核家族化、都市化、情報化等の経済社会の変化や、地域における地縁的なつながりの希薄化等を背景に、地域社会や家庭における教育力が低下していることを踏まえつつ、家庭、学校、地域との連携のもと、家庭や地域における教育力を総合的に高めるための取組を推進します。

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
74	家庭教育学級の 開催	P T Aと協力し講師を招き、子育てに関する 学習講座を実施しています。 今後も家庭教育学級の充実に努めます。	継続	教育課
75	学校施設の開放	グラウンド及び体育施設の開放（小中学校） を実施しています。 今後も学校施設の開放の促進に努めます。	継続	教育課
76	スポーツ大会等 の開催	子どもから高齢者まで、だれもがスポーツを 楽しみ、生活の中に取り入れられるよう、各 種大会やスポーツ教室等の充実に努めていま す。 今後も青少年相談員、スポーツ推進委員等が 中心となり、各種スポーツ大会等の充実に努 めます。	継続	教育課

※アクティブラーニング

「主体的・対話的で深い学び」をいう。児童生徒が受動的となってしまう授業を行うのではなく、能動的に学ぶことができるような授業を行う学習方法

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
77	ジュニアリーダーの育成	リーダーを志す者に対する講習会、初級取得を目指して活動しています。 今後もジュニアリーダー※の育成に努めます。	継続	教育課
78	小中学校PTA 連合会・連絡協議会の開催	地域、家庭、学校が一体となった教育の展開方法を学び、より良い地域社会の創造を目指す機会として、小中学校のPTA連合会・連絡協議会の充実に努めます。	継続	教育課
79	スポーツ協会活動の充実	住民の体力づくりと健康の維持増進を図り、スポーツを通してのコミュニティづくりを推進するため、スポーツ協会活動の充実に努めます。 千葉県及び関係団体との連携を密にして、今後もスポーツ協会活動の充実に努めます。	継続	教育課
80	地域の力を生かした子育て支援のネットワークづくり	地域のボランティア団体や、サークル等の連携を密にして、地域全体で子どもや子育て家庭を支えることができるようなネットワークづくりに努めます。 また、そのために住民への情報提供等を充実させ、意識の啓発に努めます。	継続	教育課 子育て支援課
81	多世代交流の機会の検討	地域の高齢者と、子ども、そして子育て世代が交流できる多世代交流の機会の提供を検討します。	継続	子育て支援課
82	地域活動への支援	生涯学習相談、公民館活動の支援を実施しています。 今後も地域活動への支援の充実に努めます。	継続	教育課
83	子どもの権利に関する啓発普及の促進（生きる・育つ・守られる権利）	学校・家庭・地域が子どもの人権を守ることのできる環境を保持できるよう意識の啓発に努めます。	継続	教育課 子育て支援課

※ジュニアリーダー

子ども会の活動が円滑に進むようサポートする千葉県子ども会育成連合会の研修を受講した中高校生のメンバー

4 安全で安心な子育て環境の整備

本町では、子育て家庭が安心して暮らし続けられるよう、住宅・居住環境の整備に努めているほか、地域ぐるみの細部まで目の行き届いた防犯や防災に関するまちづくりを進めています。

今後も、子どもたちの安全・安心を確保するための取組を推進し、交通安全教育や犯罪等に関する情報提供をはじめ、子どもを事故や犯罪等から守る活動の推進を図ります。

(1) 良好な住宅・居住環境の確保と豊かなまちづくりの推進

公営住宅については、修繕に努めるとともに、空き家募集時にひとり親世帯等が、優先して入居できるように努めます。

また、道路交通の整備に努めるとともに、子育て世帯が安心して外出できるように、公共施設等のトイレ等の整備にも努めます。

事業番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
84	公営住宅の整備	一宮町営住宅基本計画に基づき公営住宅の修繕に努めます。	継続	都市環境課
85	優先入居制度の活用	一宮町営住宅基本計画に基づき居住環境の整備に努めます。 公営住宅の空き家募集において、ひとり親世帯、身体障害者世帯、及び老人世帯等の条件により優先して選考することに努めます。	継続	都市環境課
86	都市計画道路の整備	千葉県と協議、要望等を行い、都市計画道路の整備に努めるとともに、都市計画の見直しを検討します。	継続	都市環境課
87	子育て世帯にやさしい公共施設等の整備	公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置等の子育て世代が安心して利用できるトイレ等の整備に努めます。	継続	総務課 教育課

(2) 子どもの安全の確保

通学路や施設の安全確保、見守り体制の充実等、関係機関と連携した交通安全と防犯の対策に取り組むほか、防災教育の実施やスマートフォンの普及等を踏まえた有害環境対策の実施に努めます。

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
88	パトロール活動の推進	学校支援ボランティア、防犯指導員、教師、PTA等地域機関と協議しながら、今後もパトロール活動の推進に努めます。	継続	教育課
89	「子ども110番」等防犯ボランティア活動の支援	事業所及び家庭に緊急避難場所としての「子ども110番」のステッカーの貼付を依頼し、子どもが緊急避難した際の協力をお願いしています。 今後も「子ども110番」等防犯ボランティア活動の支援依頼に努めます。	継続	教育課
90	自主防犯活動の促進	警察、学校、自治会、防犯ボランティア等との連携強化による情報の提供・共有、防犯組合活動の促進や、防災無線の活用等により、今後も自主防犯活動の促進に努めます。	継続	総務課
91	防災教育の促進	児童生徒に地震災害から身体の安全を確保するための必要な知識、技能等の育成を図ります。 学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、子ども自身が安全な行動がとれるように、地域の防災に貢献できるように、発達段階に応じた防災意識の啓発に努めます。	継続	教育課 子育て支援課
92	地域支援ネットワーク活動の推進	町では、高齢者・障害者・児童を対象とした見守り活動「地域支援ネットワーク事業」を実施しています。 警察・消防・学校はじめ、町内で活動する事業所等が日常活動の中で、ちょっと気になる状況を発見したときに町に連絡するシステムで、今後もプライバシーに配慮しながら、町全体で見守りができる体制を拡充します。	継続	福祉健康課
93	有害環境対策の推進	スマートフォン等の普及とともに、インターネットを通じたいじめや有害サイトが問題となっていることを踏まえて、スマートフォンやパソコンのフィルタリング利用等の普及啓発を図り、有害環境対策に努めます。	新規	教育課

5 家庭に対するきめ細かな支援の充実

本町では、「一宮町家庭等における虐待防止連絡協議会」を中心に、関係機関の連携を通じて、支援を必要とする家庭に対して、虐待の防止や早期対応に努めています。

また、ひとり親家庭の自立支援とともに、平成 30 年 3 月に策定した「第 1 期一宮町障害児福祉計画」に基づき、障害児への通所支援等の提供体制を確保に努めており、今後も、これら支援を必要とする子どもと家庭に対して、関係機関と連携して必要な取組の充実を図ります。

さらに、子どもの貧困の連鎖といった社会問題への対応とともに、外国人の子どもと保護者が、地域や学校で孤立することなく、健やかに成長できるようサポートする取組に努めます。

(1) 児童虐待防止対策の充実

母子保健事業や民生委員児童委員、住民の協力等、あらゆる機会を通して、育児困難家庭や虐待等の早期発見・早期対応に努めます。

また、「一宮町家庭等における虐待防止連絡協議会」を通じて、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関、団体等との連携を強化し、虐待の予防、発生後の適切な対応につなげます。

事業番号	事業名	第 2 期の事業内容・方針	区分	担当課
94	虐待の発生予防	「新生児訪問」で出産後間もない時期の家庭の生活状況を把握するとともに、毎月 1 回の「親子ふれあい教室」、「育児相談」で相談を受け付け、その他にも乳児健診等の機会を通じて、保健師、保育士が対応しています。 また、保育所においても利用できる育児相談の機会や、保護者のリフレッシュに利用できる一時保育の周知に努めており、今後も虐待の発生予防のため、相談体制の充実を図ります。 また、子育て世代包括支援センターの設置について、関係機関と協議を進めます。	継続	福祉健康課 子育て支援課
95	虐待の早期発見・早期対応	健康観察、民生委員児童委員からの情報、乳幼児健診未受診者への連絡等、関係機関と連携を密に、虐待の早期発見・早期対応に努めます。	継続	福祉健康課 子育て支援課

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
96	一宮町家庭等における虐待防止連絡協議会の設置	児童・障害者・高齢者等の虐待の防止、対応のため、「一宮町家庭等における虐待防止連絡協議会」を設置しています。 今後も関係機関との連携を密に虐待の防止・対応に努めます。	継続	子育て支援課
97	一宮町子ども家庭総合支援拠点の設置	一宮町子ども家庭総合支援拠点の設置について、関係機関と協議を進めます。	新規	子育て支援課

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援にあたっては、児童扶養手当の支給をはじめ、経済的負担の軽減のための手当や資金貸付、医療費助成等を継続します。

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
98	就業機会の拡充	情報の提供により、就業機会の充実に努めます。	継続	子育て支援課
99	ひとり親家庭等の自立、就業支援	各種制度の周知を実施しており、今後もひとり親家庭等の自立、就業支援の充実に努めます。	継続	子育て支援課
100	児童扶養手当の支給	本制度の周知に努め、国・千葉県の指針に基づき、児童扶養手当を支給します。	継続	子育て支援課
101	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	本制度の周知に努め、国・千葉県の指針に基づき、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を実施します。	継続	子育て支援課
102	ひとり親家庭等医療費の助成	子どもを育てながら自立した生活を送ることができるよう、今後もひとり親家庭等の医療費助成を継続します。	継続	子育て支援課

(3) 障害児施策の充実

障害児施策については、第1期障害児福祉計画に基づき、障害児通所支援や医療的ケア児に対する支援等の充実に努めます。

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
103	療育体制の整備	各種制度の周知、情報の提供を実施しています。今後も国・千葉県の指針に基づき、療育体制の整備に努めます。	継続	福祉健康課
104	障害児通所支援事業の推進	在宅の障害児が指定事業所又は基準該当事業所において居宅介護、デイサービス、短期入所のサービスを受けたときに、その費用の一部を負担する障害児通所支援事業の推進に努めます。 また、日常生活及び社会生活に必要な援助、指導を実施しています。 今後も支援及び推進に努めます。	継続	福祉健康課
105	自閉症及び乳幼児の発達障害への対応	長生健康福祉センター（長生保健所）及び東上総児童相談所と連携を図り、自閉症等の相談については専門機関等を紹介、乳幼児の発達障害の相談については関係機関と連携して対応することで、自閉症及び乳幼児の発達障害への対応の充実に努めます。	継続	福祉健康課
106	特別児童扶養手当の支給	本制度の周知に努め、国・千葉県の指針に基づき、特別児童扶養手当を支給します。	継続	福祉健康課
107	身体障害児補装具給付事業の実施	本事業の周知に努めており、今後も国・千葉県の指針に基づくとともに、身体障害児の状況を踏まえながら、必要な補装具の給付に努めます。 平成26年度より身体障害者手帳取得基準未達の難聴児に対し、補聴器購入費の助成を行っています。	継続	福祉健康課
108	重度障害児日常生活用具給付事業の実施	本事業の周知に努めており、今後も国・千葉県の指針に基づくとともに、重度障害児の状況を踏まえながら、必要な日常生活用具の給付に努めます。	継続	福祉健康課

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
109	特別支援教育の推進	特別支援教育に対する正しい理解と認識を深め、特別支援教育の推進を図るため、一宮町特別支援連携協議会を設置し、連携を図り、特別支援教育の充実に努めます。	継続	教育課
110	障害児の生活支援ネットワーク化の推進	保護者への関わり方を含め一人一人を大切にした教育を展開するため、特別な支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、多くの実践事例を通じた情報交換の場の充実に努めます。	継続	教育課
111	重症心身障害児や医療的ケア児への総合的かつ包括的な支援	重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で支援が受けられるよう各関係機関で連携し、支援の充実に努めます。 また、療育支援コーディネーターの配置に努め、総合的かつ包括的な支援のための地域づくりを推進します。	新規	福祉健康課

(4) 子どもの貧困対策の推進

平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るための取組に努めます。

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
112	生活困窮世帯の子育て環境の支援	県と連携し、支援制度の情報提供を行い、子どもたちやその親が心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう相談支援体制の整備に努めます。	新規	子育て支援課
113	一宮町ステップアップスクール	令和元年度～千葉県子どもの学習支援事業を活用し、学習意欲や基礎学力の向上、志望校への進学実現、学校・家庭以外での居場所となることを目指し、夏休み、冬休み期間に中学生を対象に自習形式の集中講座を行っています。 今後も事業の推進に努めます。	新規	福祉健康課 教育課

(5) 外国につながる幼児への支援・配慮

今後も国際化の進展を踏まえつつ、外国人の子どもと保護者等が円滑に教育・保育施設や各種サービスを利用するための支援の充実を図ります。

事業 番号	事業名	第2期の事業内容・方針	区分	担当課
114	教育・保育施設の 事務手続き等を支 援するための環境 整備	通訳のできる職員の協力により、必要とさ れる手続きのスムーズな対応に努めます。	新規	子育て支援課

第5章 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（子ども・子育て支援事業計画）

1 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本町は、町内の小中学校や保育所等の資源の配置バランスを考慮しつつ、需要に対して町内全域で柔軟に供給体制を確保するため、第1期計画において教育・保育提供区域を全町一地区と設定しており、第2期計画である本計画においてもこの区域設定を継承します。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

本町は、幼児期の教育・保育の充実に向けて、次のとおり、各事業についてニーズ調査結果等に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（確保の内容・量）及び実施時期を設定します。

なお、各事業の量の見込みは、国の「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」（平成31年4月）に基づき、平成30年度に実施したニーズ調査結果等から推計しました。

ニーズ調査結果から量の見込みを推計する方法

◇ 家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。



◇ 各事業（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。



◇ 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 家庭類型 × 事業の利用意向

計画期間（令和2年度～6年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせるによって、各事業の量の見込みを設定します。



◇ 量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、確保方策及び実施時期を設定します。

家庭類型8種類の分類方法

父親 母親		父親不在	フルタイム (育休・介護休業中を含む)	パートタイム (育休・介護休業中を含む)			現在は就労していない
				120時間以上	48時間以上 120時間未満	48時間未満	就労したことがない
母親不在		タイプA					
フルタイム (育休・介護休業中を含む)			タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	
パートタイム (育休・介護休業中を含む)	120時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'		
	48時間以上 120時間未満						
	48時間未満		タイプC'				
現在は就労していない 就労したことがない			タイプD			タイプF	

(1) 量の見込みと確保方策を設定する事業

量の見込みを設定し、確保方策及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

幼児期の教育・保育事業

支給認定区分			対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上	専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	● 特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園） ● 確認を受けない幼稚園（私学助成の幼稚園）	● 幼稚園及び認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）で、教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施
2号	子どもが満3歳以上	共働きであるが、幼稚園等の利用を希望する家庭	● 特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園） ● 認可外保育施設（企業主導型保育施設の地域枠※1等）	● 幼稚園等で、教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施するとともに、預かり保育を実施
	子どもが満3歳以上	共働きの家庭	● 特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園） ● 認可外保育施設（企業主導型保育施設の地域枠※1等）	● 保育所及び認定こども園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 ● 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応
3号	子どもが満3歳未満	共働きの家庭	● 特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園） ● 地域型保育事業 ● 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）※2 ● 認可外保育施設（企業主導型保育施設の地域枠等）	● 保育所及び認定こども園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 ● 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応 ● 地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）等で、上記と同様の対応

※1 企業主導型保育施設は、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の子どもを受け入れる枠（地域枠）を設けることができます。

※2 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業です。

(2) 量の見込みと確保方策等

幼児期の教育・保育の量の見込みとともに、保育所や認定こども園等による確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

1号認定～3号認定 量の見込みと確保方策<単位：人>

区分		令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
認定こども園 短時間児	①見込量	17	19	18	18	16
	1号認定子ども	15	16	15	15	14
	2号認定こども(幼稚園 の利用希望が強い)	2	3	3	3	2
	②提供量	35	35	35	35	35
	特定教育・保育施設	35	35	35	35	35
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	差(②－①)	18	16	17	17	19
保育所・ 認定こども園 長時間児	①見込量	373	376	368	359	341
	2号認定こども(保育所 等利用希望者)	218	231	228	223	210
	3号認定こども (0歳)	40	39	38	36	35
	3号認定こども (1～2歳)	115	106	102	100	96
	②提供量	380	380	380	380	380
	2号認定こども(保育所 等利用希望者)	247	247	247	247	247
	3号認定こども (0歳)	25	25	25	25	25
	3号認定こども (1～2歳)	108	108	108	108	108
	差(②－①)	7	4	12	21	39

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

本町は、地域における子ども・子育て支援の充実に向けて、次のとおり、地域子ども・子育て支援事業の各事業について、ニーズ調査結果等に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（確保の内容・量）及び実施時期を設定します。

（１）量の見込みと確保方策を設定する事業

量の見込みを設定し、確保方策及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

地域子ども・子育て支援事業一覧（１～１３は国の事業メニュー）

事業		事業概要	対象年齢等
1	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 ○基本型・・・子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業の利用支援、関係機関との連絡調整等を行います。 ○特定型・・・子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行います。 ○母子保健型・・・保健センター等において保健師等が情報提供や支援プランの策定等を行います。	0～5歳 1～6年生
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	0～2歳
3	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	妊婦
4	乳児家庭全戸訪問事業	新生児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	0歳
5	養育支援訪問事業	様々な原因で子育てが困難になっている家庭に対して、家庭を訪問し、適切な養育や安定した生活基盤が整えられるよう、個々の状況に応じた相談、指導、支援を行うほか、その関連機関の専門性強化や連携強化のための取組を行う事業です。	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等

事業		事業概要	対象年齢等
6	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。 ○短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）・・・緊急一時的に児童を養育・保護する事業 ○夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）・・・平日の夜間又は休日に児童を保護する事業	0～18歳
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	0～5歳 1～6年生
8	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	幼稚園型 3～5歳（幼稚園在園児）
			幼稚園型以外 0～5歳
9	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、勤務時間や就労時間の長時間化に伴う保育ニーズに対応するため、保育所等に在園する児童を、通常の保育時間を延長して保育する事業です。	0～5歳
10	病児・病後児保育事業	子どもが病気又は病気の回復期にあって、集団での教育・保育や家庭での保育が困難な場合に、適切な保育環境が確保される施設で一時的に預かる事業です。	0～5歳 1～6年生
11	放課後児童健全育成事業（学童保育わんぱくクラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	1～3年生 4～6年生
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	生活保護世帯等、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業です。	低所得で生計が困難である保護者の子ども
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	幼稚園、保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。	新規参入施設等の事業者

※本町では、「5 養育支援訪問事業」、「6 子育て短期支援事業」、「7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）」、「12 実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」は、量の見込み及び確保方策等は設定しません。

(2) 量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

① 利用者支援事業

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援事業(単位：か所)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	母子保健型	0	1	1	1	1
確保方策	母子保健型	0	1	1	1	1

② 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和元年度現在、愛光保育園、東浪見こども園、一宮どろんこ保育園の3園にそれぞれ子育て支援センターを設置しており、今後も引き続き現在の3か所で量の見込みの受け入れを図ります。

地域子育て支援拠点事業(単位：人日／年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1,283	1,201	1,160	1,124	1,088
確保方策	実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	確保量	1,283	1,201	1,160	1,124	1,088

③ 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

今後も引き続き、一人当たり14回の健診費用の助成を継続します。

妊婦健康診査(単位：人／年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み※		1,022	994	966	924	896
確保方策	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
	検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目	県内統一検査項目
	実施時期	随時	随時	随時	随時	随時

※推計児童数（0歳児）に一人当たり利用回数14回を乗じて算出

④ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、新生児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

今後も引き続き、訪問率 100%を目指して保健師による訪問を実施します。

乳児家庭全戸訪問事業〈単位：人／年〉（新生児訪問事業）

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み※		73	71	69	66	64
確保 方策	実施体制	保健師による訪問				
	実施機関	一宮町				
	委託団体	なし				

※推計児童数（0 歳児）

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、様々な原因で子育てが困難になっている家庭に対して、家庭を訪問し、適切な養育や安定した生活基盤が整えられるよう、個々の状況に応じた相談、指導、支援を行うほか、その関連機関の専門性強化や連携強化のための取組を行う事業です。

令和元年度現在、本事業は未実施であり、今後も引き続き、支援が必要な家庭を訪問し、養育相談支援等を行うとともに、特に支援が必要な家庭には、必要に応じて「一宮町家庭等における虐待防止連絡協議会」により関係機関との連携を図り支援します。

⑥ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

令和元年度現在、本事業は未実施で、今後も事業者の参入も見込まれない状況ですが、今後の住民のニーズに応じて、提供体制を検討します。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の就学児童対象部分

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

令和元年度現在、本事業は未実施であり、現段階では今後実施する計画ありませんが、住民ニーズの把握に努めます。

⑧ 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

令和元年度現在、町内の保育所、認定こども園の全4園で事業を実施しており、今後も引き続き現在の4園で量の見込みの受け入れを図ります。

ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

令和元年度現在、幼稚園型は町内の施設では未実施であり、今後も一時預かりに対するニーズは幼稚園型以外の一時預かり事業で対応します。

イ 保育所その他の場所での一時預かり（幼稚園型以外）

保育所その他の場所での一時預かり〈単位：人日／年〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	965	1,012	997	972	916
確保方策	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
一時預かり事業	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120

⑨ 延長保育事業

延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化、勤務時間や就労時間の長時間化に伴う保育ニーズに対応するため、保育所等に在園する児童を、通常の保育時間を延長して保育する事業です。

令和元年度現在、町内の保育所、認定こども園の全4園で事業を実施しており、今後も引き続き現在の4園で量の見込みの受け入れを図ります。

延長保育事業〈単位：人／月〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	90	90	88	86	82
確保方策	90	90	88	86	82

⑩ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、子どもが病気又は病気の回復期にあつて、集団での教育・保育や家庭での保育が困難な場合に、適切な保育環境が確保される施設で一時的に預かる事業です。

令和元年度現在、白子町の酒井医院、いすみ市の外房こどもクリニックと委託契約し事業を実施しており、今後も引き続き町外施設 2 か所との委託契約を継続し、量の見込みの受け入れを図ります。

病児・病後児保育事業〈単位：人日／年〉

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	248	271	288	302	309
確保方策	248	271	288	302	309
病児・病後児保育事業	248	271	288	302	309

⑪ 放課後児童健全育成事業（学童保育わんぱくクラブ）

放課後児童健全育成事業（学童保育わんぱくクラブ）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

令和元年度現在、一宮小学校区に 3 か所（うち 1 か所は原則 3 年生以上を対象）、東浪見小学校に 2 か所、計 5 か所で事業を実施しており、今後も引き続き既存の 5 か所で量の見込みの受け入れを図ります。

放課後児童健全育成事業（学童保育わんぱくクラブ）〈単位：人／週〉

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	188	186	191	196	209
1 年生	52	43	51	53	60
2 年生	33	48	40	48	50
3 年生	40	28	41	34	41
4 年生	35	31	22	32	27
5 年生	18	23	20	14	20
6 年生	10	13	17	15	11
確保方策	188	186	191	196	209

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、生活保護世帯等、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業です。

上記の他、町では第3子目以降の副食費（おかず・おやつ等）の費用を補助します。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、幼稚園、保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

令和元年度現在、事業は未実施であり、必要に応じて新規参入施設等の事業者を支援します。

4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本町では、令和元年度現在、東浪見こども園と一宮どろんこ保育園の2か所の認定こども園が整備されており、今後も引き続き幼児期における子ども一人一人の育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

また、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図り、いわゆる小一プロブレムを解消するため、保育所年長児童の小学校への体験入学等、保育所及び認定こども園と小学校の連携強化に努めます。

5 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

本町は、幼児教育・保育等における専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する専門職（幼児教育アドバイザー）を育成・確保し、配置するための体制整備を検討します。

6 外国につながる幼児への支援・配慮

本町は、国際交流や多文化共生への意識を深める取組を推進しており、今後も国際化の進展を踏まえつつ、本町で安心して出産や子育てができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対する支援を検討します。

第6章 計画の推進

1 計画の推進にあたっての役割分担と連携

安心して子どもを育てることのできるまちづくりのためには、行政が提供する子育て支援サービスの充実のみならず、家族、職場、地域社会等、子どもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が「子どもを育てる」という意識を持ち、子どもや子育て中の親を温かく見守ることができる環境が重要となります。

そのため、計画の推進にあたっては、子どもと子育て家庭、行政、事業者、企業をはじめ、地域社会全体で子ども・子育てに関わるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて住民へ本計画の周知を行っていきます。

また、本計画における多くの事業は、福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境等の幅広い分野にわたっているため、推進にあたっては、関係各課、関係機関、団体、企業等と連携しながら、地域社会全体の取組として、総合的かつ効果的な推進を図ります。

2 計画の進捗管理

(1) 推進状況の点検・公表の方法

本計画は、子育て支援課を主管課に関係各課の協力により、毎年度、進捗状況を把握するとともに、保護者や事業主、子ども・子育て支援に関する事業者、学識経験者等で構成する「一宮町子ども・子育て会議」において評価・点検を行い、事業の実施や計画の見直しに反映します。

(2) 計画の推進状況の公表

本計画の推進状況は、毎年度、住民に対して、町のホームページ等を活用して発表し、周知を図ります。

資料編

1 一宮町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 19 日
条例第 22 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。次条第 2 項において「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、一宮町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 18 人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者(法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。)、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。))に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が任命する。

(委員の任期)

第 3 条 会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、子育て支援課においてこれを処理する。

(会議の運営)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年一宮町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和元年 6 月 14 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の一宮町子ども・子育て会議条例の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

2 一宮町子ども・子育て会議委員名簿

区 分		氏 名	役 職 等
1	学識経験者	大場 英昭	元白潟小学校長
2	学識経験者	河野 敏夫	元一宮小学校長
3	学識経験者	藍野 和郎	教育長
4	学識経験者	竹之内 達生	校長会長（一宮中学校長）
5	学識経験者	渡辺 昭子	公立保育所代表者
6	学識経験者	渡邊 恵之助	私立保育園代表者
7	子どもの保護者	伊藤 実佳子	いちのみや保育所保護者
8	子どもの保護者	勘定 千賀子	愛光保育園保護者
9	子どもの保護者	小野 彩子	東浪見こども園保護者
10	子どもの保護者	大木 優希	一宮どろんど保育園保護者
11	子育て支援従事者	市原 信子	学童保育支援員代表
12	子育て支援従事者	小関 洋子	読み聞かせボランティア
13	事業主を代表する者	吉野 清之	吉野園
14	労働者を代表する者	間宮 順子	房総信用組合一宮支店
15	町長が認める者	林 加世子	元特別支援学校講師
16	町長が認める者	田中 三千庫	元保育従事者
17	町長が認める者	太田 総江	元一宮町公立保育所民営化法人選考委員
18	町長が認める者	平間 嘉代	介護保険事業計画作成委員・子育て当事者

3 計画策定の経過

【平成 30 年度】

月日	調査・会議等	概要
7 月 11 日	第 1 回一宮町子ども・子育て会議	一宮町子ども・子育て支援事業計画について
11 月 8 日	第 2 回一宮町子ども・子育て会議	一宮町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について
12 月 7 日	ニーズ調査の実施	町内の小学生以下の子どもがいる全世帯（763 世帯）に配布
12 月 17 日 ～3 月	ニーズ調査の集計	回収 541 世帯（回収率 70.9%）

【令和元年度】

月日	調査・会議等	概要
9 月 26 日	第 1 回一宮町子ども・子育て会議	第 2 期一宮町子ども・子育て支援事業計画の概要について
12 月 13 日	第 2 回一宮町子ども・子育て会議	第 2 期一宮町子ども・子育て支援事業計画素案について
1 月 21 日～ 2 月 3 日	パブリックコメントの実施	第 2 期一宮町子ども・子育て支援事業計画素案について、町民等からの意見募集
2 月 17 日	第 3 回一宮町子ども・子育て会議	第 2 期一宮町子ども・子育て支援事業計画案について



第 2 期一宮町子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和 2 年 3 月

発 行 一宮町子育て支援課

〒299-4396 千葉県長生郡一宮町一宮 2457

T E L : 0475-42-1415 F A X : 0475-42-1426